

令和3年第3回南関町議会定例会（第1号）

令和3年6月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
11番 境 田 敏 高 君
1番 西 田 恵 介 君
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(令和2年度南関町一般会計予算)
- 日程第5 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第7 議案第29号 南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第30号 南関町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第31号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第32号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第33号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第34号 令和3年度南関町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第35号 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第36号 物品売買契約の締結について
- 日程第15 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 一般質問

① 9 番議員 ② 1 1 番議員 ③ 3 番議員 ④ 4 番議員

⑤ 2 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	西田 恵介 君	2番	北原 浩一郎 君
3番	中村 正雄 君	4番	立山 比呂志 君
5番	杉村 博明 君	6番	井下 忠俊 君
7番	立山 秀喜 君	8番	打越 潤一 君
9番	鶴地 仁 君	11番	境田 敏高 君
12番	橋永 芳政 君		

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町	長	佐藤 安彦 君	税務住民課長	東田 彰夫 君
副町	長	大木 義隆 君	福祉課長	田中 龍城 君
教育	長	谷口 慶志郎 君	経済課長	田口 明 君
総務課	長	古澤 平 君	建設課長	嶋永 健一 君
会計管理者		竹崎 俊一 君	教育課長	赤木 二三也 君
まちづくり課	長	坂田 浩之 君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	橋本 清孝 君	書記	福山 尚樹 君
--------	---------	----	---------

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

- 議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。
ただいまから令和 3 年第 3 回南関町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（橋永芳政君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、11 番議員、1 番議員を指名
します。

-----○-----

日程第 2 会期決定について

- 議長（橋永芳政君） 日程第 2、会期決定についてを議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期については、本日から 6 月 10 日までの 3 日間をしたいと思いき
が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 10 日までの 3 日間とすることに決定し
ました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告について

- 議長（橋永芳政君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
報告は、例月出納検査報告についてです。
本件については、南関町監査委員に関する条例第 14 条の規定によって、監査委員繁
松哲也君、打越潤一君より、令和 2 年度、令和 3 年 2 月分、3 月分、4 月分、令和 3 年
度 4 月分の出納検査結果についての報告がなされています。
内容については、写しを御手元に、配付していますので、これを省略します。

-----○-----

- 議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長。

- 町長（佐藤安彦君） 皆様改めておはようございます。
令和 3 年第 3 回南関町議会定例会において、専決処分の件、令和 3 年度補正予算案、
その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並び

に町民の皆様へ、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熊本地方は5月15日と、過去2番目の早さで梅雨入りしましたが、梅雨入りが早くても梅雨明けが早くなるとは限らない傾向もあるようで、降水量も多くなることも考えられるとのことでもあります。

昨年は、南関町においては、記録的な7月豪雨により、長時間にわたる線状降水帯の発生など、局地的な集中豪雨が幾度となく発生する中で、避難勧告の発令を初め、関係機関や消防団を初めとする関係団体の御理解と御協力のもとに、災害対策を行いました。住居の床上浸水を初め、道路、河川等の災害が多数発生したところであります。

本年は、長い梅雨の時期への対応が必要となりますが、本町は中山間地域であることから、特に土砂災害には十分注意するとともに、河川沿岸等の点検も必要であると思われまます。

今後予想される集中豪雨や台風など、いつどこで発生するかわからない災害に対しては、これまで以上に気を引締めていかなければなりませんし、改めて議員の皆様、とともに、災害に対する体制の強化や住民の皆様に対する啓発の強化を図っていきたく思います。

5月の中旬に報道されておりましたが、今年1月から3月期のGDP国内総生産、年率換算は5.1%減のマイナス成長となっており、2020年度の成長率もマイナス4.6%で、リーマンショックが起きた2008年度を超えて戦後最悪レベルの落ち込みとなっているようです。

私たちの直接の生活への影響を計り知ることは難しいと思いますが、町民の皆様方の生活を守り、雇用を確保するとともに、町の財政運営等においても、しっかりとした対応が必要であると考えております。

このような中で、年度末も押し迫った3月26日、新しい過疎法となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が成立しました。

新法の第1条の目的の冒頭に、「人材の確保及び育成」が掲げられていますし、第4条の対策の目標の1号には、移住・定住・地域間交流の促進や地域社会の担い手となる人材の育成を図ることがしっかりと記されております。

都市にはない価値をさらに育て、発展させるためには、地域の人々が力をつけるか、力がある人に参入してもらうしかありませんが、未来は人がつくるといふ新しい過疎法の理念を大事にしていきたく思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、本町でも、昨日までに24人の方が陽性と診断され、残念ながら、2人の高齢者の方が亡くなられており、感染者数は全国的にも減少傾向にあるものの、未だに終息のめどは立っていないような状況にあります。

直近の動きとしては、5月6日木曜日、午後、9時から6月1日、火曜日、午前5時までの期間、荒玉管内全域の酒類を提供する飲食店に対し、新型インフルエンザ等対策

特別措置法に基づく営業時間短縮等の要請や、不要不急の外出を自粛、特に午後 9 時以降の外出自粛を徹底することとされました。

また、5 月 16 日日曜日から 6 月 13 日日曜日までは、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う対策の強化として、措置区域である熊本市以外においても、全ての飲食店に対する営業時間の短縮や路上・公園等での集団飲酒等の自粛、日中も含めた、不要不急の外出・移動の自粛などの要請がなされ、町としても、その要請内容等を町民の皆様にも周知し協力をお願いしているところであります。

高齢者向けワクチン接種については、菅首相より、7 月末までの完了を目標とする発表がされ、全国の自治体も、計画期間短縮に向けた大がかりな変更が必要となり、南関町においても、町内等の 4 医療機関での個別接種とともに、土曜日の午後のみ集団接種に水曜日の午後も加え、不足する医師・看護師は、町内の医療機関及び玉名郡市医師会へ派遣いただくための協力要請を行い、7 月末完了に向けた精一杯の取組を行ってきたところであります。

御協力いただきます医療関係者の皆様には、改めて感謝と敬意を表するものであります。

現状では、7 月末までに高齢者向けワクチン接種は可能な計画となりましたが、接種の予約においては、混雑を予想して分散予約で、まずは 75 歳以上の方を対象とした接種としておりますが、コールセンターや医療機関での予約がとれなかったり、電話がつながりにくくなったりと、御迷惑御心配もおかけしておりましたので、コールセンターの回線も 2 回線から 4 回線へと増設するなど、74 歳以下の高齢者の方、それ以外の一般の方のスムーズな予約ができるように対応していきたいと考えております。

また、新庁舎建設工事につきましては、12 月末の工期に向けて順調に進んでおり、5 月 22 日土曜日には、工事現場見学会を実施し、50 名程の方に参加いただきました。

有明消防南関分署も 10 月、開署の計画で進められており、来年 4 月からは、人員の補強もされて、基幹分署としての役割を果たすことになると思います。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、繰越明許費の繰越報告についてが 1 件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが 2 件、南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定についてが 1 件、南関町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが 1 件、令和 3 年度一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが 3 件、物品売買契約の締結についてが 1 件、工事請負契約の締結についてが 1 件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、福祉課・保健センターの予防費「ワクチン接種のための医師、看護師謝礼追加分」807 万 2000 円「個別接種委託料」910 万 8000 円「コールセンター業務委託料・回線追加分」1156 万 9000 円、建設課・道路新設改良費「迎町～旭町線測量設計委託料」797 万 5000 円などを増額し、一般会計の総額を 72 億 6883 万

9000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、報告第1号から日程第15、議案第37号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なしと呼ぶ者あり」]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、報告第1号から日程第15、議案第37号までの議案を一括上程することに決定しました。

○議長（橋永芳政君） 議案は御手元に配布して、あります。議案名を事務局長に朗読させていただきますので、確認してください。事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君）

それでは、日程第4、報告第1号から日程第15、議案第37号までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

- 日程第4 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(令和2年度南関町一般会計予算)
- 日程第5 議案第27号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第28号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度南関町一般会計補正予算第9号)
- 日程第7 議案第29号 南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第30号 南関町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 日程第9 議案第31号 南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第32号 令和3年度南関町一般会計補正予算第1号について
- 日程第11 議案第33号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について
- 日程第12 議案第34号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算第1号について
- 日程第13 議案第35号 令和3年度南関町下水道事業補正予算第1号について
- 日程第14 議案第36号 物品売買契約の締結について
- 日程第15 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配布漏れなしと認めます。

ここで、議案の提案理由の説明を行わない職員は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、退室してください。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 報告第1号、繰越明許費の繰越報告について御説明を申し上げます。令和2年度南関町一般会計歳出予算の経費を地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度に繰越しましたので、地方自治法施行令、第146条第2項の規定により報告いたします。

次ページの繰越計算書により、事業名と繰越額について御説明いたします。2款、総務費は、1項総務管理費の新庁舎太陽光発電設備事業といたしまして、4550万2000円を繰越しております。庁舎の建設に伴う、太陽光発電及び蓄電池システムの導入経費でございます。2款、総務費は1項総務管理費のタブレット端末機器整備事業といたしまして、750万7000円を繰越しております。オンライン会議等に使用するタブレットの購入費用でございます。3款民生費は1項社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金といたしまして842万円を繰越しております。草村公民館の改修、補助金でございます。5款農林水産費、1項農業費の農業用ため池ハザードマップ作成事業、5560万2000円を繰越しております。農業用ため池ハザードマップ作成業務委託料でございます。5款農林水産業費、1項、農業の強い農業担い手作り総合支援交付金といたしまして、3696万8000円を繰越しております。昨年の7月豪雨の被災施設の再建に係る交付金でございます。6款商工費、1項商工費の南の関うから館費といたしまして、3817万2000円を繰越しております。うから館2階の空調設備の改修工事費でございます。7款土木費は2項道路橋梁費の道路新設改良事業といたしまして、1億7066万3000円を繰越しております。社会資本整備総合交付金事業の委託料及び工事請負費でございます。7款土木費は3項河川費の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業といたしまして6299万1000円を繰越しております。西豊永受け地の地がけの工事請負費でございます。8款消防費、1項消防費の消防団装備費整備事業といたしまして、1622万5000円を繰越しております。消防積載車4台分の購入費でございます。8款消防費、1項防災費の防災広場エリアWi-Fi整備事業といたしまして、759万1000円を繰越しております。防災広場のWi-Fi整備の委託料でございます。8款消防費、1項消防費の防災行政無線整備事業といたしまして、2億6967万7000円を繰越しております。工事監理業務委託及び工事請負費でございます。8款消防費、1項消防費の土砂災害危険住宅移転促進事業といたしまして300万円を繰越しております。土砂災害危険区域か

らの移転に係る補助金でございます。9款教育費、4項社会教育費の発掘調査事業といたしまして、4010万6000円を繰越しております。上長田地区のほ場整備に伴う発掘委託料でございます。9款5項保健体育費の給食センター整備事業といたしまして、1399万円を繰越しております。給食センターのプラットフォームの工事請負費及び食洗機等の備品の購入費でございます。10款1項農林水産施設災害復旧費の農林水産施設災害復旧費として、4億2973万8000円を繰越しております。農地農業用施設の災害復旧工事費でございます。10款2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧費として4億2791万円を繰越しております。河川等の災害復旧費、委託料、補償費等でございます。10款2項、公共土木施設災害復旧費の施設等災害復旧費として922万円を繰越しております。林業施設災害復旧工事費でございます。以上で報告を終わります。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 第27号議案、専決処分報告及び承認を求めることについて、御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。南関町専決第2号で、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について、令和3年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町税条例についても、一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので地方自治法の規定により、専決処分をさせていただきます。

初めに、改正の概要につきまして説明を申し上げ、その後、改正条文を説明させていただきます。概要としましてまず、個人住民税につきましては、扶養親族及び退職所得に関わる電磁的方法による申告について、税務署長の事前承認制度を廃止すること。また、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除及び住宅借入金等の特別税額控除の特例期間をそれぞれ延長するものであります。

次に、固定資産税についてですが、東日本大震災及び熊本地震に関わる固定資産税の特例について、また、土地の価格及び宅地、農地に対する固定資産税の課税の特例について、それぞれ期間を延長するものであります。

次に、軽自動車税についてですが、環境性能割及び種別割の軽減特例期間をそれぞれ延長するものであります。

それでは次のページをお願いします。条例改正分について簡潔に御説明申し上げます。南関町条例第7号、南関町税条例等の一部を改正する条例の第1条からそのページを1枚目としましてめくっていただき、次の2枚目、そして、次の3枚目の中段に、第2条とし、その下段までにおいて、個人住民税、固定資産税及び軽自動車税について、冒頭、改正の概要として説明申し上げました旨の改正について明記し、そのほか項

ずれの修正を行っております。

そのページ下段からは、今回の改正条例の附則でございます。

第1条で施行期日を規定し、次のページ、第2条で町民税に関する経過措置について、下段、第3条で固定資産税に関する経過措置について、次のページ、第4条で、軽自動車税に関する経過措置について明記しております。

以上で税条例の改正内容の説明を終わります。

御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君）

提案理由の説明が終わりました税務住民課長は退室してください。総務課長。

○総務課長（古澤 平君）

第28号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和2年度南関町一般会計補正予算第9号について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。南関町専決第3号、令和2年度南関町一般会計補正予算について令和2年度南関町一般会計補正予算第9号を別紙のとおり調整することとする。令和3年3月31日専決。内容につきましては、令和2年度南関町一般会計補正予算書第9号で説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3418万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9098万3000円とするものでございます。

2ページをお願いします。2ページと3ページは、歳入についての補正額の一覧でございます。1款町税は、2項固定資産税に4890万円を追加して、7億7556万3000円とし、総額を12億4794万2000円とするものです。徴収猶予予定分の入によるものでございます。2款、地方贈与税は、1項地方揮発油譲与税を146万3000円減額して、1353万7000円とし、2項自動車税重量譲与税について、238万5000円を追加して、3938万5000円とし、4項森林環境譲与税に6万1000円を追加して、520万2000円とし、総額を5812万4000円とするものでございます。3款利子割交付金は1項利子割交付金を51万8000円減額して、48万2000円としております。4款配当割交付金は、1項配当割交付金に108万3000円を追加して、208万3000円としております。5款株式等譲渡所得割交付金は、1項株式等譲渡所得割交付金に183万5000円を追加して、203万5000円としております。6款、法人税、法人事業税交付金は、1項、法人事業税交付金に207万1000円を追加して、596万3000円としております。7款、地方消費税交付金は、1項地方消費税交付金を349万4000円減額して、2億1650万6000円としております。8款ゴルフ場利用税交付金は、1項ゴルフ場利用税交付金を171万6000円減額し、728万4000円としております。9款環境性能割交付金は、1項環境性

能割交付金を127万1000円減額して、372万9000円としております。11款、地方交付税は、1項地方交付税に9758万円を追加して、20億5261万2000円としております。12款交通安全対策特別交付金は、1項交通安全対策特別交付金に3000円を追加して、128万8000円としております。13款、負担金及び、分担金及び負担金は、1項、分担金に6万円を追加して、587万7000円とし、総額を2億3468万円としております。15款国庫支出金は、1項国庫負担金に1001万円を追加して、8億6259万5000円とし、2項国庫補助金に、160万円を追加して、15億4247万3000円とし、総額を24億1073万7000円としております。16款県支出金は、2項県補助金に6363万1000円を追加して、8億4818万5000円とし、3項県委託金を510万2000円減額して、5614万9000円とし、総額を11億6798万7000円としております。18款寄附金は1項寄附金に205万8000円を追加して、1億5155万8000円としております。19款繰入金は1項基金繰入金を2億350万円減額して、1億1662万4000円としております。21款諸収入は、4項雑入に1476万2000円を追加して、3709万4000円とし、総額を4903万3000円としております。22款町債は、1項町債を6315万7000円を減額して、17億283万円としております。補正前の歳入合計97億2516万5000円から3418万2000円を減額して、歳入合計を96億9098万3000円としております。

4ページは歳出についての補正額の一覧でございます。2款総務費は1項総務管理費を4725万1000円減額し、22億6063万5000円とし、総額を24億2286万3000円としております。3款民生費は1項社会福祉費及び2項児童福祉費の財源の組替えでございます。4款衛生費は、1項保健衛生費の財源の組替えでございます。5款、農林水産業費は1項、農業費は財源の組替えでございます。2項、農林業費は6万1000円を追加して、2265万円とし、総額を4億300万8000円としております。7款、土木費は2項道路橋梁費を612万2000円減額し、3億3976万3000円とし、3項、河川費は財源の組替えでございます。総額を7億8169万7000円としております。8款消防費、1項消防費は、財源の組替えでございます。9款教育費、2項小学校費は、財源の組替えでございます。4項社会教育費は209万5000円を減額して、1億4522万8000円とし、総額を6億503万4000円としております。10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に3976万円を追加し、5億8387万5000円とし、2項公共土木施設費、施設災害復旧費を1925万3000円減額し、5億1564万1000円とし、総額を11億51万6000円としております。12款予備費は1項予備費に71万8000円を追加して、2227万3000円としております。補正前の歳出合計97億2516万5000円から3418万2000円を減額して、歳出合計を96億9098万3000円としております。

次の5ページは、繰越明許費の補正でございます。5款農林水産業、1項農業費の農業ため池、ハザードマップ作成事業を1000円減額し、5560万2000円とし、7款、土木費、2項、道路橋梁費の道路新設改良事業を、1233万7000円減額して、1億766万3000円とし、8款、消防費、1項消防費の防災行政無線整備事業を、1億4410万円減

額し 2 億 6967 万 7000 円とし、9 款教育費、4 項文化財費の発掘調査事業を 209 万 5000 円、減額し、4010 万 6000 円とし、同じく 9 款、5 項、保健体育費の給食センター整備事業を 1000 円減額し、1399 万円とし、10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業を 1325 万 1000 円減額し、4 億 2973 万 8000 円とし、同じく 10 款、2 項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業を 222 万円減額し、4 億 2791 万円とし、同じく 10 款 2 項、公共土木施設災害復旧費の施設等災害復旧事業費を 103 万 8000 円減額し、922 万円としております。

6 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。限度額を道の橋梁を整備事業につきましては、1 億 1500 万とし、消防防災施設整備事業につきましては、4 億 3600 万とし、庁舎等建設事業につきましては 5 億 4340 万とし、保健衛生施設整備事業につきましては 1 億 9750 万円とし、災害復旧事業につきましては、1 億 2310 万とし、徴収猶予特例債につきましては 2400 万。減収補填債につきましては、1418 万 5000 円としております。

7 ページから 8 ページまでは、歳入歳出補正予算、事項別明細書の総括表でございます。

9 ページをお願いいたします。9 ページから 13 ページまでは、歳入についての説明でございます。額の確定によるものでございます。

14 ページをお願いいたします。14 ページからは、歳出についての説明でございます。ほとんどが事業費の確定、または、財源の組替えによるものでございますが、14 ページ上から 2 段目の 2 款総務費、1 項総務管理費、18 目、ふるさと寄附金費の 24 節積立金で、ふるさと南関応援寄附金基金積立金を 4292 万円減額しております。積立ての目標額がほぼ達成いたしましたので、子育て事業や、定住促進事業への財源の振り分けを行っております。

15 ページの下段、7 款、土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費の 14 節、工事請負費を 612 万 2000 円減額しております。交付決定に伴う減でございます。

16 ページ下から 2 段目をお願いします。9 款教育費、4 項社会教育費、6 目文化財費、12 節、発掘調査委託料を 209 万 5000 円減額しております。事業費の減によるものでございます。

16 ページ下段、10 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地等災害復旧費。14 節、工事請負費に 3976 万円を追加しております。交付決定による増でございます。

17 ページをお願いします。10 款、災害復旧費、2 項、公共土木施設災害復旧費、1 目、河川等災害復旧費、12 節、測量設計委託料を 1925 万 3000 円減額しております。実績による減でございます。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 29 号議案、南関町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案の理由につきましては、地方公務員法、第 29 条の 2 第 2 項の規定に基づき、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限について、条例を制定する必要があるためでございます。職員が新規で採用された場合、地方公務員法の定めにより、6 か月間は使用期間とみなされる条件付採用職員となります。条件付採用職員につきましては、南関町条件付採用職員評価実施要領により、採用の日から 5 か月経過した時点で評価を行い、正式採用、条件付採用期間の延長、免職を決定することとしております。免職を行うに当たりましては、地方公務員法第 29 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして、その分限については、条例で必要な事項を定めることができると規定されておりますので、今回、条例を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、次ページの条例案のとおりでございます。第 1 条で、この条例は、条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限について必要な事項を定めるものとする規定し、第 2 条で、任命権者は、次の各号に該当する場合は降任し、降給し、または免職することができるとしております。1 号、勤務成績がよくない場合、2 号、心身の故障のため、職務遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合、3 号、その職に必要な適格性を欠く場合、4 号定数の改廃または予算の減少により、過員を生じた場合、5 号、天災地変その他やむを得ない理由のため、事業の継続が不可用となった場合、6 号、刑事事件について起訴された場合、第 3 条で、降任及び降給の効果を規定し、第 4 条で降任及び降給及び免職の手続を規定し、第 5 条で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定してしております。附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由及び提案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

続きまして、第 30 号議案、南関町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、職員が地域貢献活動や学校行事等で過失による事故により失職することを防止することを目的とし、条例の一部を改正するものでございます。今回の条例の改正は、南関町職員の分限の手続及び効果に関する条例の第 5 条の職員の失職の例外に関する規定の中の、過失が交通事故であり、且つ、その罪となった事実が職務上生じたものである場合に限って適用されるものであったものを、職員の地域貢献活動や、学校行事等に参加する上で生じた事故であった場合も適用されるように改正するものでございます。

次ページが改正案でございます。附則でこの条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由及び、議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君）

第 31 号議案、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を行います。南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するもので、提案理由としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定により、南関町工場等設置奨励条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。南関町工場等設置奨励条例、昭和 58 年条例第 17 号の一部を、次のように改正するもので、第 3 条第 1 項第 1 号中、過疎地域自立促進特別措置法、平成 12 年法律第 15 号以下法という、第 31 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令。平成 12 年自治省令第 20 号を、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令。令和 3 年総務省令第 31 号に、法第 2 条第 2 項を、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和 3 年法律第 19 号、「第 2 条第 2 項」に改め、「内閣総理大臣の」を削り、「日日」を「日々」に改め、同項第 2 号中、「共した」を「供した」に「日日」を「日々」に改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 提案理由の説明が終わりました。まちづくり課長は退室してください。総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第 32 号議案、令和 3 年度南関町一般会計補正予算第 1 号につきまして、御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6609 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 6883 万 9000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします歳入でございます。13 款分担金及び負担金は 1 項分担金に 36 万円を追加し、116 万 2000 円とし、2 項、負担金に 20 万 7000 円を追加し、2916 万 1000 円とし、予算総額を 3032 万 3000 円とするものでございます。14 款使用料及び手数料は、1 項使用料に 1000 円を追加し、9834 万 9000 円とし、予算総額を 1 億 1682 万 2000 円とするものでございます。15 款国庫支出金は、2 項国庫補助金に 1 億 6028 万 3000 円を追加して、3 億 45 万 1000 円とし、3 項、国庫委託金を、39 万 2000 円減額して、184 万 8000 円とし、予算総額を 7 億 9375 万円とするものでございます。16 款県支出金は、2 項県補助金に 1628 万 4000 円を追加して、4 億 1038 万 4000 円とし、3 項県委託金を 14 万 4000 円減額して、5682 万 7000 円

とし、予算総額を7億3724万8000円とするものでございます。17款、財産収入は、1項財産運用収入に2万3000円を追加して、87万6000円とするものでございます。19款繰入金は、1項基金繰入金を1700万円減額して、3億9616万3000円とするものでございます。21款諸収入は、4項雑入に57万2000円を追加して、1312万3000円とし、予算総額を2582万8000円とするものでございます。22款、町債は1項町債に590万円を追加して、13億8740万円とするものでございます。歳入合計は、補正前の71億274万5000円に補正額1億6609万4000円を追加して、72億6883万9000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款1項議会費は、財源の組替えでございます。2款総務費は1項総務管理費に2437万1000円を追加して、18億6075万6000円とし、2項徴税費を3万2000円減額し、1億199万3000円とし、3項戸籍住民基本台帳費を45万1000円減額して、2918万5000円とし、4項選挙費に66万3000円を追加し、4023万7000円とし、5項統計調査費を180万5000円減額して、499万円とし、予算総額を20億3851万5000円とするものでございます。3款民生費は、1項社会福祉費を282万3000円減額して、12億2568万7000円とし、2項児童福祉費に1455万9000円を追加して、5億3814万7000円とし、予算総額を17億6383万4000円とするものでございます。4款衛生費は1項保健衛生費に5167万2000円を追加して3億390万9000円とし、2項清掃費に5万円を追加し、2億1305万7000円とし、3項、水道費を146万3000円減額して、848万5000円とし、予算総額を5億2545万1000円とするものでございます。5款農林水産業費は、1項農業費に2273万円を追加して、2億8150万9000円とし、2項林業費に35万5000円を追加し、2224万1000円とし、予算総額を3億375万円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に2579万6000円を追加して、1億737万6000円とするものでございます。7款土木費は1項土木管理費を1222万2000円減額して、7183万3000円とし、2項、道路橋梁費に525万4000円を追加して、1億8912万3000円とし、3項河川費は、財源を組替えております。4項、住宅費に262万7000円を追加して、9585万8000円とし、5項下水道費200万7000円を追加して、1億223万9000円とし、予算総額を5億2389万9000円とするものでございます。8款消防費は1項消防費に264万2000円を追加して、2億4666万5000円とするものでございます。9款教育費は1項、教育総務費に58万7000円を追加して6430万2000円とし、2項小学校費に358万6000円を追加して、1億1195万5000円とし、3項中学校費に109万5000円を追加して9490万4000円とし、4項社会教育費に93万8000円を追加して、1億6323万3000円とし、5項保健体育費に1102万2000円を追加して8685万4000円とし、予算総額を5億2124万8000円とするものでございます。10款、災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費の財源を組替えております。4項宅地災害復旧費に1412万1000円を追加し、予算総額を2億8627万

3000円とするものでございます。12款予備費は1項予備費に81万5000円を追加して、1358万6000円とするものでございます。歳出合計は、補正前の71億274万5000円に、補正額1億6609万4000円を追加して、72億6883万9000円とするものでございます。

5ページ、第2表は地方債の補正の変更でございます。補正後の限度額を申し上げます。道路橋梁整備事業、6450万円、公営住宅等整備事業、5360万円、学校教育施設整備事業3420万円、災害復旧事業、3690万、庁舎等を建設事業9億410万とするものでございます。

6ページと7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

8ページをお願いします。歳入の内訳でございます。主なものについて説明いたします。8ページ下段の15款、国庫支出金2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、1節、総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、1億1083万2000円を追加し、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費国庫補助金に子ども子育て支援交付金といたしまして、140万3000円、低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金といたしまして720万円、その他、事務費補助金といたしまして158万8000円、保育対策総合支援事業費補助金といたしまして45万円、合計の1064万1000円を追加するものでございます。その下の3目衛生費国庫補助金の1節保健衛生費国庫補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金といたしまして、3772万9000円新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金といたしまして、231万2000円、合計の4004万1000円を追加するものでございます。

9ページ、1番下の16款県支出金2項県補助金、9目災害復旧費県補助金に次ページの4節、令和2年7月豪雨災害復興基金交付金として706万6000円、5節、令和2年7月豪雨、熊本県堆積土砂排除事業補助金として743万8000円、合計の1450万4000円を追加するものでございます。

10ページ下段、19款繰入金、1項基金繰入金は、1目1節財政調整基金繰入金を700万円、14目、1節、ふるさとなんかん応援寄附金、基金繰入金を1000万円減額するものでございます。

12ページをお願いします。歳出の内訳でございます。それぞれの2節給与、3節職員手当等の人件費の関係は、主に4月の人事異動に伴うものでございます。それ以外の主なものにつきまして説明いたします。下段、2款総務費、1項総務管理費、7目、企画費の12節、委託料にルーラルヴィア調整池汚泥排土業務委託料として35万2000円、南関町地域未来構想策定業務委託料として1200万円、合計の1235万2000円を追加しております。

次ページ中段、18目、ふるさと寄附金費の24節、積立金にふるさとなんかん応援寄附金基金積立金といたしまして501万6000円を追加しております大分飛びます

が、16 ページの下段、3 款、民生費 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、12 節、委託料に、放課後児童健全育成事業委託料といたしまして、341 万 3000 円を追加し、次ページの 18 節、負担金、補助金及び交付金に、低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金として 720 万円を追加しております。下段、4 款衛生費 1 項保健衛生費、2 目、予防費に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のため、1 節報酬に会計年度任用職員の報酬といたしまして 70 万 6000 円。

次ページ 3 節職員手当等に時間外勤務手当といたしまして 271 万 9000 円、7 節、報償費に、医療従事者への謝礼といたしまして 807 万 2000 円、10 節、需用費に消耗品費 18 万 5000 円、11 節、役務費に国保連への手数料といたしまして 330 万円、12 節、委託料に、予防接種委託料 910 万 8000 円、コールセンター業務委託料として、1156 万 9000 円、集団接種会場運営業務委託料といたしまして、456 万 7000 円、17 節、備品購入費に事務用備品として 316 万 4000 円、合計の 4339 万円を追加するものでございます。

19 ページをお願いします。中段の 5 款農林水産費、1 項農業費、3 目、農業振興費の 18 節、負担金補助金及び交付金に、コロナ対策事業といたしまして、農業高度化推進事業費、補助金 302 万 9000 円、新型コロナウイルス対応水稲防除事業費補助金といたしまして 774 万 8000 円などを追加しております。下段、11 目、畜産事業費の 18 節、負担金補助金及び交付金に、コロナ対策事業といたしまして、畜産農家経営支援事業費補助金といたしまして 550 万円を追加しております。

20 ページ下段、6 款、1 項商工費、4 目、企業誘致対策費、18 節、負担金補助金及び交付金にコロナ対策事業といたしまして、なんかん泊まって応援キャンペーン事業宿泊助成金 1000 万円、南関町巡ってお得シールラリー事業費補助金 1000 万円、合計の 2000 万円を追加しております。

次ページ中段、7 款土木費、2 項道路橋梁費 3 目、道路新設改良費は 12 節、委託料に、町道迎町～旭町線の測量設計委託料 797 万 5000 円などを追加しております。14 節、工事請負費を交付金の内示により、420 万円減額しております。

また少し飛びまして 25 ページをお願いいたします。上段、9 款教育費、5 項保健体育費、2 目学校給食センター費の 17 節。備品購入費にコロナ対策といたしまして、自動手洗機や、給食配送コンテナ等の備品購入費として 1097 万 9000 円を追加するものでございます。中段、10 款災害復旧費、4 項 1 目宅地災害復旧費の 12 節、委託料に堆積土砂排除事業委託料として 1220 万 5000 円、18 設置負担金補助金及び交付金に堆積土砂排除事業補助金といたしまして 191 万 6000 円を追加するものでございます。令和 2 年 7 月豪雨災害に係る県の補助金、採択による事業でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10 分間の休憩をとります。

-----○-----
休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分
-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第 33 号議案、令和 3 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 146 万 3000 円を減額し、それぞれの総額を 844 万円とするものでございます。

2 ページをお開きください。歳入でございます。

5 款繰入金は 1 項一般会計繰入金を 146 万 3000 円減額して 693 万 8000 円とし、歳入総額 844 万円とするものでございます。

3 ページは歳出でございます。1 款総務費は 1 項総務管理費を 146 万 3000 円減額して、60041 万 8000 円とし、歳出総額を 844 万円とするものでございます。次は 2 ページ飛ばします。

6 ページをお開きください。歳入についての説明でございます。5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を 146 万 3000 円減額し、繰入金総額を 693 万 8000 円とするものでございます。

7 ページは歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を 146 万 3000 円減額し、641 万 8000 円とするものでございます。4 月の人事異動に伴い、職員の給与等を調整するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 第 34 号議案、令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 1011 万 4000 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳入でございます。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金に、68 万 9000 円を追加し、1 億 4911 万 7000 円とし、5 款県支出金、3 項県補助金に、34 万 4000 円を追加し、1003 万円とし、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金に 34 万 5000 円を追加し、2 億 962 万 2000 円とし、9 款諸収入、3 項雑入に、4000 円を追加

し、5万5000円とし、歳入合計補正額138万2000円を追加して、歳入合計を14億1011万4000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。4款地域支援事業費、4項居宅介護支援事業費に179万6000円を新たに追加し、4款の計を7174万8000円とし、8款予備費、1款予備費を41万4000円減額し、859万6000円とし、歳出合計補正額、138万2000円を追加して、歳出合計、14億1011万4000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入の内容説明でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目1節、地域支援事業交付金に、68万9000円を追加するもので、地域支援事業の居宅介護支援事業に対する国庫補助金でございます。また、5款県支出金、3項県補助金、3目1節、地域支援事業交付金に34万4000円を追加するもので、同じく地域支援事業の居宅介護支援事業に対する県補助金でございます。さらに、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目1節、地域支援事業繰入金に34万5000円を追加するもので、これも同じく、地域支援事業の居宅介護支援事業に対する事務費繰入れ分でございます。最後に、9款諸収入、3項雑入、1目1節雑入に、4000円を追加するもので、これは、雇用保険料の自己負担分となります。

7ページをお願いします。歳出の内容説明でございます。4款地域支援事業費、4項居宅介護支援事業費、1目、居宅介護支援事業費、1節報酬に、135万2000円を追加するものでございます。これは、社会福祉士の正職員の採用が出来なかったため、会計年度任用職員を採用するための報酬でございます。同じく、3節、職員手当等に会計年度任用職員、期末手当、15万7000円を追加し、同じく、4節共済費に、社会保険料として、24万9000円を追加し、同じく8節旅費に、会計年度任用職員の通勤旅費として、費用弁償3万8000円を追加するものでございます。最後に、8款1項1目予備費を41万4000円減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第35号議案令和3年度南関町下水道事業補正予算第1号について御説明いたします。

1ページをお願いします。総則第1条は、令和3年度南関町下水道事業の補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。収益的収入及び支出。第2条は、令和3年度南関町下水道事業、予算第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございます。第1款下水道事業収益は、既決予定額に200万7000円を追加し、計1億7824万3000円とするものでございます。第1項営業収益は既決予定額と変わらず、第2項営業収益は既決予定額に200万7000円を追加し、1億4345万2000円とするものでございます。この

収益的収支の補正につきましては、一般会計より繰り入れる補助金でございます。

次に支出でございます。款下水道事業費用は、既決予定額に 322 万 4000 円を追加し、計 2 億 3671 万円とするものでございます。第 1 項営業費用は既決予定額に 317 万 4000 円を追加し、計 2 億 2626 万 3000 円とするものでございます。これにつきましては、マンホールポンプ場 4 か所の修繕費 171 万 5000 円と、共済負担金等など、145 万 9000 円でございます。第 2 項営業外費用は既決予定額に 5 万円を追加し、計 944 万 7000 円とするものでございます。これは当初予算で計上すべき一時借入金の利息が漏れていたものでございますので、今回は補正をするものでございます。第 3 項予備費は変わりありません。

2 ページをお願いします。議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費、第 3 条予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費は、既決予定額に 121 万 7000 円を追加し、843 万 3000 円とするものでございます。これは、当初予算で、法定福利費に計上すべきであった予算を、法定福利費引当金に組んでいたため、今回の補正で改めるものでございます。他会計からの補助金、第 4 条、予算第 8 条中の、4825 万円を、5025 万 7000 円に改めるものでございます。これは収益的収入で一般会計より繰り入れる補助金の増額によるものでございます。3 ページ以降は補正予算の実施計画書及び予定貸借対照表につきましては補正予算に伴い、それぞれ改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第 36 号議案、物品売買契約の締結について、提案理由及び、議案の説明をいたします。南関町給食センターにおける食器、食缶洗浄機の購入について、物品売買契約を締結するにあたり、予定価格 700 万円以上の財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。議案書をお願いいたします。契約の目的は、食器食缶、洗浄機の購入でございます。納入場所は南関町給食センター入札の方法は指名競争入札。契約金額は 913 万円。

契約の相手方は、熊本市東区錦ヶ丘 9 の 26 株式会社中西製作所熊本営業所、所長、福田広。納期は、議会の議決を得た日の翌日から令和 3 年 8 月 20 日までとしております。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 37 号議案、工事請負契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。今回の提案いたします、工事請負契約の締結は、受地-1 地区防災

がけ崩れ対策工事に関するものでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5000 万円以上の工事または製造の請負については、議会の議決を経る必要があるため今回、提案するものでございます。工事名は、受地—1 地区防災がけ崩れ対策工事でございます。工事場所は、南関町大字豊永地内。工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和 3 年、12 月 24 日まで。入札の方法は指名競争入札。契約金額は 6622 万円。契約の相手方は、熊本市東区下南部 1 丁目 1 番 71 号、株式会社ツチャ工業、代表取締役、伊津見和広でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、次の一般質問に備えて、退室させました職員を入室させますので、暫時休憩を取ります。

—————○—————
暫時休憩 午前 11 時 36 分
再開 午前 11 時 37 分
—————○—————

日程第 16 一般質問

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き経営会議を開きます。

日程第 16、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。9 番議員の質問を許します。9 番議員。

○9 番議員（鶴地 仁君） 9 番議員の鶴地です。今回、2 点質問をさせていただきます。

コロナ感染予防のため、極力、質問時間を短くしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず、1 点目の、高齢化が進む中、地域の共同作業や行事等の維持に対し、どのように取り組むかということですが、まず、高齢化の点では、令和 7 年には高齢化率が 40%を超し、老人人口も、減少段階に突入すると予測されています。将来の心配事として、具体的に 2 点挙げますが、戦没者慰霊碑の維持管理と河川一斉清掃といった、地区ごとの取組についてどのように考えておられるのか尋ねたいと思います。町内には、慰霊碑が地区ごとに 7 か所ありますので、一般質問に当たり、遺族会の方に案内していただいて見て参りました。どこの慰霊碑も最近、草刈りをされたなど。というような感じで整備されていましたが、木々に囲まれ、ひっそりとし、めったに人が訪れない寂しい状況でした。慰霊碑は各地で名称が異なっております。殉国碑、鎮魂碑、忠霊殿と、いろんな名称でした。敷地の草刈り、清掃といった管理は、遺族の方が共同で年に数回、当たられているようですが、遺族の減少と高齢化で、この先どうなるのかと心配されている箇所もあるようです。太平洋戦争で亡くなった軍人や軍属の遺族らでつくる日本遺族会、昭和 22 年に創設されていますが、総会員数は昭和 42 年、に 125 万 4200 世帯であったのが、50 年ほどたった令和元年には

半数以下の 57 万世帯にまで減少しております。また、この減少は加速化しているようです。遺族会の解散も相次いでいるということだそうです。戦没者慰霊碑の歴史は明治、新政府により忠魂碑が各地に建立されたことに始まり、太平洋戦争の拡大に伴い、忠霊塔が建立されましたが、終戦後、戦争を賛美するとか、軍国主義的であるとして、GHQ の指示により、多くが撤去されたそうです。昭和 27 年に日本の主権が回復された後に、忠霊塔にかわるものとして建立されたという歴史があります。歴史を知らずまた考えもせず、忠霊塔という名前で 1 括りにして考えていましたが、国のために犠牲になられた方々の無念さを、この度、7 か所の慰霊碑を回ってみて改めて強く感じた次第です。戦没者の霊を弔い、平和への思いを多くの人に伝承していくためにも、慰霊碑の維持管理は極めて大切なことだと思います。そこで、南関町の戦没者慰霊碑の維持管理はどのようになされているのか。中には遺族の減少と高齢化により、管理困難なところがあるのではないかと。活動に対する補助はどうか。課題と今後の対応について質問するものです。2 点目は河川清掃、一斉清掃といった地区ごとの取組についての質問です。こちら、人手不足と高齢化により苦勞されている地区があると思われます。河川だけでなく、里道や共同施設の維持管理といった面でも対策が必要であると思われますので、今後の対応について質問します。次に庁舎建設、南関版コンパクトシティ構想に伴い利用されなくなる施設の今後の対応についてです。耐震補強が出来ない庁舎は、解体するしかなく、解体方法と跡地利用はどうするのか。移転後の保健センターはどうなるのか、うから館の活用は将来を見据えた対策が重要です。町民の関心を寄せているところですので、現在の構想をお尋ねします。この後の質問は自席より行わせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 9 番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 9 番、鶴地仁議員の高齢化が進む中、地域の共同作業や行事等の維持に対しどのように取り組むか。の質問にお答えいたします。まず一つ目の、「戦没者慰霊碑の維持管理の状況と課題について問う。」についてお答えします。現在南関町には戦没者慰霊碑が南関地区に 1 か所、賢木地区に 1 か所、大原地区に 2 か所、坂下地区に 1 か所、四ツ原地区に 2 か所、合計 7 か所ございます。維持管理につきましては、各地区の遺族会の会員が、各組織のもと、年 2 回から 3 回程度、除草作業等の維持管理を行われている状況です。このような状況を踏まえ、町では、遺族会の活動を支援するため、各種負担金、会議参加費、作業時のお茶代等として年間 29 万 5000 円を支出し、活動を支援しているところです。また、課題としましては、近年は、遺族会会員も減少傾向にあり、高齢化している現状でもあります。現在、本町の遺族会の各組織は、他町と比べてもしっかりしたものであり、各組織のもとで活動されているため維持管理が出来ておりますが、若い世代に継承されない場合、活動が衰退することも想定されます。今後につきましては、遺族会の活動状況を見守り、将来的には各区や校区による維持管理についても検討していく必要があるのではないかと

と考えております。次に二つ目の「河川一斉清掃といった地区ごとの取組の課題と対策についてはどうか。」についてお答えします。現在、町では、町内一斉クリーン作戦を6月に、くまもとみんなの川と海づくりデーを8月に、区長を通じて、各地区で展開していただいております。町内ほとんどの地区で定着し、各地区で自主的に取り組んでいただいているところも多数ございます。しかしながら、議員が申されますように、地区の中では、世帯の高齢化や独居世帯の増加などで、若い担い手世代がいない、言わば限界集落的な地区も少しずつ増加してきております。総務課で取り組んでおります「地域づくり活動奨励金」の対象事業であります町道の草刈りが出来ない地区も出てきております。また、建設課で取り組んでおります「町道等環境整備事業」の河川の草刈りや支障木の伐採につきましても、毎年約11団体が取り組んでいただいておりますが、高齢化等で対応出来ない河川等もあり、町の維持工事に対応している箇所もあります。今後は、町道や河川、地区内の清掃作業などを高齢化や担い手不足等で対応が出来ない地区につきましては、近隣地区との共同作業や地区の統合が必要になってくると感じているところであり、本件については代表区長会や全体区長会での協議も必要になってくると考えております。次に、「庁舎建設、南関版コンパクトシティ構想に伴い利用されなくなる施設の今後の対応について」「庁舎、保健センター、うから館といった施設の庁舎移転後の利活用はどのように考えているか。」の質問にお答えいたします。役場庁舎及び公民館ホールにつきましては、耐震診断の結果、補強の方法がないとして、解体するほかございません。また、現行の保健センターにつきましては、新庁舎内に保健センターの部署を設けるため、新たな利用方法を検討することとし、うから館については、公民館ホールとしての代替利用や、町民の皆さんにくつろいでいただける空間の提供のための新たな利用方法を検討する必要があると思います。本年度は、第6次行政改革大綱の作成年度としておりますので、コンパクトシティ構想を踏まえた各施設の運営・管理と、それらの検討事項を併せて早急に検討する所存であります。よって、議員の御質問の庁舎の解体費用や、跡地の有効利用、保健センターなどの活用方法をにつきましては、この行政改革大綱の中で具体的な内容を検討しますので、これからの検討内容等も含めて説明していきたいと考えております。以上お答えいたしまして御質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） 遺族会、会員の減少と高齢化が著しいと思いますけれども、現在の世帯数は、どんなでしょうか。10年前、20年前と比べてどういった減少傾向か知りたいものです。それから、年間29万5000円の支援をされているとのことですが、各慰霊碑はですね、昭和23年から30年にかけて建てられております。70年前後経過していますので、途中で何らかの補修がされたと思いますけれども、その内容と費用、そういったものはどういうふうにされたんでしょうか。この2点お願いしたい

と思いますが。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 現在の世帯数についてですが、現在の世帯数は 342 世帯となっております。年々減少しているところでございます。また、補修につきましては、平成 25 年に大原地区の慰霊碑修繕に 41 万 4750 円をかけ、町の財産でございまして、直接、維持補修を行っております。また、同年には、坂下地区の慰霊碑、及び四ツ原地区の慰霊碑に対して、遺族会、施設改修補助金として、137 万 4937 円を支出し、維持補修を行っております。同様に、平成 26 年度は、遺族会施設改修補助金として、賢木地区の慰霊碑、及び四ツ原地区の慰霊碑に対して、104 万 1919 円を支出し、維持補修を行っております。さらに、平成 27 年度におきましては、南関地区の慰霊碑に対しまして、遺族会施設改修費補助金としまして、76 万 1653 円を支出し、維持補修を行っているところでございます。以上になります。

○議長（橋永芳政君） 9 番議員。

○9 番議員（鶴地 仁君） 私も事前に見て参りまして、よく、管理されてるなという印象を受けました。しかし、これから先が心配です。それと費用についてもですね、これからはしっかりとさせていただきたいと思っております。そこでですね、戦没者追悼式が、コロナの影響で、2 年続けて中止となりました。この先もどのような事態が発生するかわかりません。

戦没者の慰霊を弔うことにより、二度と戦争をしないという誓いの式典ですけれども、今回を機に、開催方法を再考されたらどうですか。区長会にも相談してですね。各地区ごとに戦没者遺族だけではなく、区の協力を仰ぎ、慰霊碑までの道の整備とか、そういったものをしっかりと整備して清掃活動を行うというのはどうでしょうか。議員もですね、それぞれの区で清掃活動に参加し、戦後者慰霊と不戦の啓発に努めるのがいいと思うんですけれども、町長、これ、どのように思われますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 鶴地議員の今のですね、御指摘といたしますか、関係地域でですね、いろんなことの出扱いが出来ないかということでもありますけれども、内容につきましても、今それぞれの施設の整備につきましても、町も予算を組みながら対応が出来ますけれども、人的といたしますか、それぞれの地域の思いがそれぞれありますので、これからどうしていくかということが大事になりますけれども、やはり戦没者慰霊碑とですね、不戦の啓発というのも、これは、親族の皆さんだけでなく、町民国民の皆さん全てがですね、やはりそういった思いを持つべきであることもありますので、やはり、親族に限らずですね、それぞれの地域、そして、町もですね、そういったところに協力できるものはしっかりと対応していくということで、それぞれのですね、区、あるいは区長会等にもですね、協議をすべきことになっていくんじゃないかなと思います。

○議長（橋永芳政君） 9 番議員。

○9 番議員（鶴地 仁君） 議員になったときと、それから一昨年ですか。戦没者追悼式に、出て来ましたが、随分とその参加者も減ってきております。遺族も、あと何年かすれば、おられなくなります。子孫は残っていかれますけども。遺族というのは全国でも遺族会の解散が相次いでおります。その辺はですね、しっかりと、慰霊碑の維持管理と、それから、不戦の誓いですね、こういったところがやっぱりしっかり力を入れていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。慰霊碑一帯が草だらけになったりするようなことにならないように、これは町民、みんなで取り組むべき課題だと思います。次の町内一斉クリーン作戦といったことに進むんですけども、これもですね、区長会等と検討し、少子高齢化、人口減少著しい限界集落的な地区を、近隣の助ける取組みが不可欠だと思います。10 年後 20 年後を想像してもらいたいと思いますが、よほどの取組をしないと耕作放棄地、放置竹林の増加、山は荒れ、空き家の増加、それから有害鳥獣対策は、それこそ焼け石に水、收拾がつかないということも考えられます。道が荒れてですね、郵便配達や新聞配達、宅配に危険が伴うような事態も予想されます。町の活動奨励金や、維持工事対応すればですね、結局は増税につながっていきます。近隣の地区とのですね、共同作業や、地区の統合、そういったものがですね、代表区長会や全体区長会で、しっかり協議をしていったらいい。啓発活動をですね。取り組んでいただきたいと思います。それから次に行きます。庁舎建設、南関版コンパクトシティ構想に伴い、利用されなくなる施設の今後の対応について質問します。まず、庁舎の解体はどのような方法を考えられていますか。それから、町で解体する場合、費用は、どのぐらいかかるのでしょうか。更地にした上で土地を売却するより、現状維持で売却したほうが、解体費用の節約につながり、ひいては町の益になるんじゃないかなと思っております。その際は売却先の条件とかですね。いろんな種類が必要です。戸建て用宅地として、住宅メーカーに売却したほうが、人口減少対策にもつながるのではないかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 解体費用につきましては、正確に言うには、算出をしておりますけれども、最近の土地の価格、この辺ですけど、大体約、坪 6 万程度。それから、解体費用につきましては以前までは大体 2 万程度でしたけど、現在、価格が高騰しておりますので約 4 万程度、 m^2 でかかりますので、そこで敷地面積等を計算してみますと、建物の面積が約 40,029 m^2 ございまして、これを 4 万円で計算しますと、1 億 6116 万程度になります。それから、土地の代金につきましては、役場敷地、公民館敷地を合わせて約 6,772 m^2 ございまして、それに平米約 1 万 8000 円掛けまして、1 億 2189 万 6000 円ということで、差引きで、どうしてもですね、解体費用のほうが三、四千万程度、価格高くなる予定でございまして。今、議員が申されましたよ

うに、住宅メーカー等ですね、解体込みで相談してみるのも一つの方法じゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） しっかり、出費がないように努めていただきたいというふうに思います。次に、保健センターの活用についてです。場所から言ってもですね、健康づくり、スポーツ関係での活用が最適だと思いますが、どうでしょうか。ますます大事になる高齢者の健康維持や、幼児、子供のスポーツ活動の推進のためにですね、活用するのが最も有効ではないかなと思います。そこで、社会福祉法人やNPO法人、こういったところでですね、周辺整備も含めて指定管理をしていけば、1番いいんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今、議員が申されますように、農村広場にですね、隣接しておりますので、スポーツ活動の拠点としてですね、利用するのが最適だというふうに考えておりますけれども、今から協議いたします。行革の中で十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 9番議員。

○9番議員（鶴地 仁君） はい。しっかり検討していただきたいと思います。その次にうから館です。公民館ホールとして移転といったことも考えるというようですが、私は、1階部分をですね、図書館として活用してほしいなと思います。図書館として活用することで、児童生徒の放課後の居場所づくり、それから、当然ですけども町民の方が利用される、今現在の図書館はバリアフリーじゃないんですね、全然。あれだとなかなか一般の人、高齢者の方は利用しにくいと思いますので、是非、そういった図書館といったことでの活用、検討していただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。鶴地議員の御意見といたしますか、これまでですね、南関版コンパクトシティ構想をいろんな計画を進める中で、庁舎建設も含めたところで、私もですね、現在のうから館をできれば個人的っていうか、私の思いとしては、1階を図書館にしたいというそういう思いは持っておりました。そして、図書館にして、子供から高齢者まで、朝から夜までですね、親しみを持ってそこで人が集まる、そういった施設にできればという思いがありましたので、ただ、今回ですね、コンパクトシティ構想もそうですけれども、行政改革大綱のですね、作成年度ということもありますので、私も先日ですね、課長会等の打合せをした中で、私の意見は意見として、言わせていただきましたけど、やはりそういったそれぞれの職員の皆さん、そして町民の皆さんの思いがどこにあるのかをしっかりと把握してくださいと。そういった上で、町

民の皆さんの思いがどこにあるかを 1 番重視しながら、これからの施設をどうするかということを考えていきたいと思います、そういった話をしましたので、これからじっくりですね、そういったものについても話合いが出来ていくんじゃないかなと思ってます。

○議長（橋永芳政君） 9 番議員。

○9 番議員（鶴地 仁君） ありがとうございます。しっかり庁舎内や町内ですね。検討していただきたいというふうに思います。今現在、検討されてる内容ですね、できるだけ早く公開し、町民の意見もですね、聞くべきだと思います。10 月以降の説明ではですね、ちょっと遅いんじゃないかと。遅ければ遅いほどですね、町民からしたら、救急に検討して方針を決めたというふうに印象を与えます。批判されないように、しっかり十分審議して、ある程度方針が固まったら固まった時点で一つずつでもいいですから、区長会等で説明してですね、対応お願いしたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋永芳政君） 以上で 9 番議員の一般質問は終了しました。

ここでの昼食のために、休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後 0 時 04 分
再開 午後 1 時 00 分
-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。続いて、11 番議員の質問を許します。11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） こんにちは。11 番議員の境田です。今回の質問は先に通告していましたが、コロナ禍についてです。昨年から、新型コロナウイルスのパンデミックは世界経済に深刻な影響を与えています。県内でも感染者が増え、一時、感染拡大の勢いは大阪、東京に匹敵すると言われ、今もまん延防止措置がとられております。町では、行政により、粛々とワクチン接種に向け、御尽力されております。既に一部の高齢者の方の接種も行われております。また、今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画では、いち早く 32 の事業計画はされております。町長、職員は、住民の中に溶け込み、住民の声を掴んでの計画でなければなりません。この新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、歴史的な事象です。特に、町は住民の命と暮らし健康を守るのが仕事です。コロナ対策は、町挙げて取り組まねばなりません。そこで最初の質問では、本年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による計画は住民の声を反映させているのか尋ねます。次に、緊急事態宣言が発せられてからの感染拡大でいつ終息するか先が見えない現状です。この影響により、特に飲食関連、観光業ホテルなどが時間短縮シフト減、または解雇等により生活がより厳しくなっています。南関町のあるパート従業員さんは、パートを三つ四つ掛け持ちしていますが厳しい

です。「コロナの影響なら生活支援を社協がやっていますよ。」と声を掛けましたが、「知っております。支援を受けたいが借りても返えせない、後は自殺するしかない。」と切実な思いを抱かれています。厳しい現状にいかに対応していくか不安は増すばかりです。新型コロナウイルス、特に変異型の感染拡大に伴い、経済への衰退、社会孤立を一層深刻化しております。孤立は、生活困窮や不安ストレスの高まりから、様々な問題が引き起こされます。DVや児童虐待、自殺、独居高齢者の孤独死などです。社会的に孤立している人をどのようにして見つけ出すか。見つけ出し、支援につなげるのかは喫緊の課題です。日本郵政は先月、八代市や人吉市などの県南の18市町村と地域の見守り活動と、経済活性化のため、包括連携協定を結ばれています。我が町でも民生委員さんなどが見守りにも、日頃から御尽力されておりますが、町執行部は孤立している人達の意味疎通は生かされているのでしょうか。そこで、コロナ禍で社会孤立が深刻化する孤独・孤立の現状と対策を尋ねます。ここで主に高齢者の孤立、孤独孤立の現状を尋ねます。最後に、子どもをめぐる問題も深刻化複雑化しております。昨年の小中学校の自殺者は499人です。学校の長期休暇や外出自粛で学業や進路、家庭の不安などに悩む人が増えたためと見られます。2019年度に対応した児童虐待も19万3000件になっております。学校でのいじめの認知件数も過去最大となっております。また、新型コロナウイルス感染症による雇用悪化で生活が苦しい世帯が増え、子供の貧困率も改善が見られておりません。そこで我が町の子どもを巡る問題も深刻化、複雑化している現状と対策を尋ねます。この後の質問は自席で行いますのでよろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番境田敏高議員の新型コロナウイルス禍について、新型コロナウイルス感染症のパンデミックで、歴史的な事象である。町を挙げて取り組まなければならない。我が町の現状と対策を尋ねるの御質問にお答えいたします。まず一つ目の「本年度の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金による実施計画は、住民の声が反映されているか。」についてお答えします。新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年2月ごろより、感染者数が増加し始め、「緊急事態宣言」の発令や「まん延防止等重点措置」の適用が繰り返されるなど、1年以上が経過した現在もこれまでの波をはるかに上回るスピードで、第4波が急拡大するなど、変異株も増加しており、終息の目途が立たず、住民生活に及ぼす影響は計り知れないものとなっております。このような中、国においては今回の実施計画が第3次となります補正予算で新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金1兆5000億円の予算規模で全国に配分されております。南関町におきましては、1億1533万2000円が配分予定額となっております。交付対象事業としましては、「感染拡大の防止」「雇用の維持と事業の継続」「経済活動の回復」「強靱な経済構造の構築」「ポストコロナに向けた経済構造の転換・循環の実現」など、新型コロナウイルス感染症への対応として、必要な事業であれば原則認められることとなっております。実施計画を作成するに当たりましては、まちづくり課が窓口とな

り、現状を勘案した事業の提案を全課へ依頼し作成しております。掲載しております事業の中には、当初で計上していた予算を組み替えたものもありますが、各課各係の担当が仕事を進めていく中で、住民の声もお聞きしながらコロナ禍の中で生活の維持及び地域経済活性化など、今必要と考えられる各種支援策等を提案しておりまして、予算の配分予定限度額があるため、限られた予算の範囲内ではありますが、福祉・教育・農業・商工業など、各分野において、現状として取り組む必要があると思われる内容を反映した計画になっていると考えております。次に二つ目の「社会的孤立が深刻化する高齢者の孤独・孤立の現状と対策を尋ねる。」についてお答えします。現時点で1人暮らしの高齢者は341世帯でございます。昨今のコロナ禍において、老人クラブ連合会におけるシルバーヘルパー事業等の一部に支障が出てきているのも事実ではありますが、高齢者の孤独・孤立を防ぐため、町では、社会福祉協議会に委託し、民生委員による月1回以上の訪問、福祉員による訪問を継続的に行うとともに、高齢者の居場所づくりとして、17箇所のサロンの開設、電話による傾聴ボランティア、更には、もやい支援サービスによる話し相手、買物代行を、入浴時の見守り等、各種包括的な取組を行っております。また、介護予防教室では、昨年は、2回にわたり事業を休止せざるを得ませんでした。昨年の9月以降につきましては高齢者の孤独・孤立を防止する観点から、感染対策にもしっかりと取り組んでいただき、事業を継続してきたところであります。今後につきましても、高齢者一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を実施することによって、高齢者の孤独・孤立の防止に万全を期していきたいと考えております。3番目の「子どもをめぐる問題も深刻化、複雑化している現状と対策を尋ねる。」の質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長よりお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 私のほうからは、「3、子どもを巡る問題も深刻化、複雑化している現状と対策を尋ねる。」御質問につきまして、お答えします。学校は、本年度もコロナ禍の中でのスタートとなりましたが、子どもたちは依然として、制約された中で、学校や家庭での生活を余儀なくされており、まず、子どもたちに直接的に関係している課題4点から、現状と対応について御説明いたします。1点目は学習面について、昨年度は当初から長期間の臨時休校があり、教育課程の修了は出来たものの、学校行事では中止したのも多く、集団生活での社会性の育成など、行事を通して育つ力の育成が欠けてしまい今後の生活への影響を心配しているところです。そこで本年度は、感染対策の徹底のもとに、授業ではタブレット端末を活用した協働的な学びの場を行事の実施では、前年度よりも一歩前進させる取組をお願いしています。2点目は生活面で、長期間の自粛生活で心にストレスを抱える子どもたちも多く、不登校児童生徒が増加している状況に対して、本年度から中学校に教育支援センターを開設し、取組を強化してい

るところです。3点目は、SNS等の使用について、昨年調査で、通信機器の所持率が小学生で82%、中学生で93%と高く、その長時間使用で昼夜逆転など、生活リズムが崩れている子もいる状況で、この件については、保護者等に家庭のルールづくりや、フィルタリングの設定に加えて、学校で使い始めた学習用タブレットの使い分けにも配慮をお願いしています。4点目は、体力面について、昨年実施しました小学5年と中学2年の体力測定結果から、5年生女子の数値が前年度より低く、改めて学校には体育活動や外遊びの充実をお願いしています。このような状況の中で、生活の基盤となる家庭生活でも、経済的な格差を初め、虐待、ヤングケアラーなど、様々な問題も加わり、子どもによってはとても深刻な状況下に置かれています。このように、多くの課題を抱える学校では、全ての課題に対して、総花的に取り組むことは難しく、まずは、直接的に関係している課題解決に全体的に、それも傾聴をつけて取り組む中で、厳しい家庭環境にある子に対しては、個別的にその原因を一つ一つの解消に向けて、庁内関係課や外部の専門機関と連携し、総合的かつ丁寧に対応していく必要があると考えています。現に本年度は、福祉課や社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカーとタッグを組んで幾つもの課題を抱えている子どもの生活環境の改善に向けて、動き始めたところです。なお、国のほうでは、子ども庁の創設に向けて準備が進められており、こういう子どもたちが救われ、明るい展望が開かれる組織が1日も早くできることを願っています。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、答弁ありがとうございました。最初の再質問に移ります。先般ですね3月の議会で我が町の飲食店の取引業者、現状ですねどのように把握されておりますかと、また厳しい現状があるならですね、町独自の支援をすべきと質問しました。それに対して町執行部はですね、町に対しても商工会に対しても、そういった取引を行っている事業、町内事業者からですね、直接の相談は現在あっておりませんと。いわゆる取引業者の影響という点では、町が独自にですね支援する現状ではないとの考えておりますとの答弁でした。それに対して私はですね、やはりまだ一歩進んで話を聞いてくださいと。コロナ禍による飲食店ですね。取引業者など厳しい現状がありますと言いました。現実ではですね。昨年コロナ支援ですね相談、融資はですね、商工会のほうにちょっと聞きましたけど、大小零細含めてですね、十五、六件あっております。またですね、相談も出来ずですね悩んでいる業者、また個人も多いです。先ほど町長の答弁でですね、住民の声も聞きながら地域経済活性化ですか。そのため、各種支援を行ったと言われましたが、町長、住民の声をですね、お聞きしてどのように思われましたか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、直接私が事業者の皆さんから聞くということも限られており

ますけれども、その他いろんな職業に就いておられる方と話す中では、やっぱり、今回はコロナ禍で、厳しいというそういったお話をお聞きすることが多いです。しかしながら、それに対してどういった施策をもって、個人個人をですね、支援していただきたい言葉ではですね踏み込んでそういった依頼というかそういったことはあってないのは事実でありまして、ただ、それを、何もしないで町がしているということじゃなくてですね、やっぱりその、資金面の支援もそうですね、いろいろ業種によって異なりますが、前回もシールラリー等を行いました。今回もまたそういったものを行いますけれども、幅広い業種にですねそういったものが行き渡るような、そして、町民の皆さんも含めてですね、そういった皆さんに効果が出るようなですねそういった、今回の事業にもですね役立てていきたいと思っておりますので、声は声としてしっかり聞きながら、これからも受け止めていきたいと思えます。

○議長（橋永芳政君） 11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） 今年度ですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですね。飲食店以外ですね、支援では、観光・宿泊事業、畜産、農林業、花きなどこう計画されていますが、ほかにもですね、やっぱり飲食関連の計画は考えてないのですかね。

例えばタクシー事業者、代行業者などですね、言ったもつと飲食店関連の業者にもですね対しては、私はもっと支援すべきだと思っております。またですね、このコロナ感染対策ですね、融資ではですね、今の利子補給をですね現在、国とか、銀行が無利子で行っておりますが、これ融資の場合ですね保証料が引かれるとですね。保証料の全額支援とかですね、これが厳しいならせめて半額補助ですね、または農業事業者向けにですね、前年度比に比べて減少している事業者のですね、町独自のですね。一時金支給ですか、今の新型コロナワクチン予防接種にですね、予約すると、150 回お願いしても通じないと電話賃が上がったという住民の声をお聞きします。そこでやっぱりそういう電話代ですね、そういうのですね支援を行ったらどうですか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 事業者へのですね、一時金の支給というところも検討の中にはございましたが、事業者の規模、業種一時金の額と検討すべき事項もですね、結構ありまして、逆に不公平感を与えかねないというところで今回の計画では、多くの事業者を対象に実施できる、先ほど町長も申しましたが、シールラリー等の実施や宿泊代金の助成事業、農業経営基盤強化安定に関する事業等を計画をして、まずそれによる取り組みもうというところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） 町民の声を聞いてですね、私は本当に十分に反映してるかなあと思うときがあるとですね。子ども支援もそうです。飲食業の倒産も多い中ですね、学生、パートに与える影響も大きいです。特に学生はですね賄いですね、食事も出来た

らそれも出来なくなるですね、食事に事欠いてあると現状もお聞きしております。教育長はですね、先の3月議会では、小中学生を含めた学生さんの支援は、今のところ、金銭的な補助は、対応しておりませんと。大学生あたりについてもですね、近隣の市、町あるいは熊本市あたりにですね、補助やってる現実には把握しているが、具体的な取組というのは今のところ検討しておりませんと答弁でしたが、町長も同じ考えですかね。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、今回の臨時交付金につきましては、近隣市町におきましては、大学生とかですね1人当たり幾らというそういった給付金も出てるところもございませぬ。全体的な予算のこともありますけれども、それ私自身も、そういったものが出せればいいなというそういった思いは持っております。しかしながら、そういった個々に出すのではなくて、今回の臨時交付金でも充てておりますけれども、子どもたちの安全・安心な食、給食センターへのいろんな施設の整備であるとか、今回の給付金の以外にも、南関町におきましては、近隣市町ではないような住んでよかったプロジェクト推進事業の中で、かなり多くの児童生徒の支援を行っております。臨時交付金に限らず、総合的な事業ということで住んでよかったプロジェクト推進事業も含めて、そういったもので、子どもたちの生活を守っていきたいという考えでおります。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はいわかりました。今度コロナ対策をですね私は非常に御苦勞されていると思うとですよ、いろんな要望とかあってですね、しっかりですね私は、常に思いますけどやっぱりですね住民さんとですね、常にこう、何といいますか密着してですね、いろんな意見、知恵もいただくからですね、私は苦勞は少なかと思うとですよ。

だから常にですね住民さんと、接するような体制をとってください。地域がですね。活性化しなければですね生活も豊かになりませぬ。町もいち早くですね、新型コロナウイルス感染拡大に起因してですね、経済活動の停滞に鑑み、経済活性化事業対策としてですね、なんかんトッパ5000円商品券を全住民に配布されてですね、また、なんかん泊まって応援キャンペーン1万以上ですね宿泊代金に対して五千円の補助などをされましたが、これはですね、町の経済効果は大體いくらぐらいになるかお聞きしますけど、大體わかりますかね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） なんかんトッパ商品券の事業につきましては昨年の6月1日から12月の末までの期間で実施しておりまして、1人5000円分、1000円掛けるの5枚ですけど、商品券を9587人分、4793万5000円の予算で実施をしました。最終的な事業者からの換金がですね、4636万1000円あっておりまして96.7%の換金率でした。1000円以下の買物につきましてはお釣りがないため、実際買物をされた金額は1000円以上となりますため、経済効果の予測としましては、換金された4636万1000

円の 1.3 倍ほどあるのではないかと、6000 万円ほどにはなるのではないかと考えております。また、なんかん泊まって応援キャンペーンにつきましては、町は 500 万円の予算で、国の Goto トラベルと併用で 927 人の利用があっておりまして、純粋な宿泊代金につきましては、1 万 3000 円程度でしたので 1205 万 1000 円となりまして、それに交通費であるとか、土産代等を含めると 1500 万円ほどの経済効果があったのではないかと考えております。

○議長（橋永芳政君） 11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） やっぱ町もですね、これだけするのなら、経済効果がなかった町に地域循環が回るようにですね、経済効果が大きくなるように、今後もですね施策するときにはそういうことも考えてしてください。住民の声をですね聞き、安心して生活できるようにですね、町独自の支援をもう少し増やすべきです。②の質問に移ります。コロナ感染拡大ですね、高齢者外出や人との交流があるとですね、認知症や要介護のリスクが高まるのがこれわかっております。外出や買物しない人はですね、認知症を発生するリスクが 2 倍になると言われております。外出は人との交流、社会参加をですね、積極的に行うと、高齢者の健康保持にですね、プラス効果を生みます。社会的孤立や閉じこもりになった人がですね、認知症、介護、死亡のリスクにさらされます。以前ですね、認知症の事をお聞きしましたが、平成 27 年には 415 人、その後ですね、400 人台で推移しておるということでしたが、直近ではですね 535 人かな。これもちょっと令和 2 年の 3 月で一般質問で答弁されております。今、現在どのようになっていますかね、私はですね本当にこんなに多いのかなと思いましたが、もしよろしければですね、近辺の自治体でも分かるならば、お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 令和 2 年度の認知症を持った方の数は 502 名でした。

これは、医師の意見書による自律以外の方の数でございます。近辺の自治体の状況につきましては、把握出来ませんでしたので、次回報告とさせていただきます。以上です。

○議長（橋永芳政君） 11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） 今、502 名と言われましたけど、これは減ったのはやっぱり亡くなられて、少なくなったんですかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） その点については明確な把握はしておりません。

○11 番議員（境田敏高君） 11 番議員。

わかりましたまた、近辺の自治体はわからんと今言いわれましたからそのときまた一緒によろしければ答えをください。それとですね、先ほども言いますが、なんか多いと言いますが、一時的に忘れてですね、あれは何だったかなっていうことがありますけど、やっぱそういうのも認証のカウントに入るんですかね。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（田中龍城君） 認知症のカウントということなんですけど、物忘れをした自覚があるものは、老化による物忘れであり、自覚がないものが、認知症による物忘れとなっております。

○議長（橋永芳政君） 11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございました。私も認知症かなとちょっと思い尋ねてみました。私もまだまだ安心しとってよかです。いや、この孤立ですね、孤独はやっぱり少しでもなくす一つとしてですね、やはりこう見守りが重要と言われてるのは、町でですね、民生委員さんや地区福祉委員に加えですね、配達訪問業を中心とした民間事業者等による見守りネットワークを実施されております。今後もですね今の体制の強化に取り組んでいかるようですが、1 番大事なのはですね、いつも言いますけど、職員さんもですね直接高齢者と私は接することです。また最近ですね、ITを使った見守りシステムが頼りになると言われております。カメラでなくですね、センサーによる見守りです。カメラでしますとプライバシーの問題が出てきますので、プライバシーに配慮しながらですね、24 時間見守ることが出来ます。このような支援をですね、取り組む計画はありますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。センサー等での見守りっていうのは非常に効果があって、これから必要な部分であると思えますけれども、現在町のほうでは、防災無線のデジタル化等も含めて動いておりますので、その防災無線のほうで対応できるかというのはまだわかりませんが、そういった将来的には、センサーで察知して安全を守るという、そういったことも検討していく必要あると思えます。

○議長（橋永芳政君） 11 番議員。

○11 番議員（境田敏高君） 先ほど、町でですね居場所づくり、電話でのですね、傾聴ですかね。もやい支援での話し相手などの見守りを行っているとのことでしたが、コロナ禍でですね、人とつながりない辛さ生きづらさをですね、1 人でも抱えないようにですね、今以上にですね、周囲とつながりを感じとる取組をですね、進めてください。そうしなければですね、これは地域崩壊が加速しています。また今までですね、学生や新入社員といったこれまでに対策が必要ないと認識された人たちもですね、大きくこういう問題が広がっていますので、そういうことも忘れないでください。最後にですね、子どもをめぐる問題と現状の対策について再質問に移ります。教育長はですね、子どもたちに直接関係している学習面、体育面、体力面などですね、4 点の課題と対応、または間接的な影響でのですね、経済格差、ヤングケアラーですね、課題に取り組まれているとしまして安堵しました。この間接的な影響ですが、日本の貧困はですね、7 人に 1 人が貧困状態です。コロナ禍よりもですね、厳しい状況が続くと言われております。生活が厳しい、苦しい、ひとり親は 6 割に上るですね。中にはこの 1 か月間の間に食料が買えないこともあったという人たちが 4 割近くいます。新型コロナウイルス感染拡大ですね、深刻

化する子どもの貧困我が町の推移はどのようになっているんですかねお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今お尋ねありました子どもの貧困状況ということで、一つ指標になるのが、児童生徒の就学援助費の受給の状況だと思います。その件で平成29年から昨年度、令和2年まで4年間の平均状況といいますか、受給率の平均、計算しますとですね、15.7%で約6.4人に1人で、全国並の状況なのかな、そういう受け止めをしております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 結構やはり多いですね。これが少しでもこう、出ないようにまた、努力してください。令和2年の自殺者ですね、これ全国で2181人になっております。前年よりもですね、男性は23人少ないんですけど、女性がですね、935人と増えているんですね。背景にやっぱコロナ禍で、女性が多く失業したことで、自殺の要因になりかねない問題の深刻化が影響した可能性が指摘されております。シングルマザーの9人ですね、9人のうち1人がうつ病などの心の不調を抱えている現状があります。相談したいが誰にも相談出来ないと答える人が多い現状があります。子どもの親が亡くなれば、子どもの暮らしは一変します。そうならないためにも教育委員会としてですよ、うつなどの心の不調を抱えている人の把握また、相談対策をどのように取り組んでおられますかお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今のお母さんを中心にした身体の不調といいますかそういう子どもさんの保護者といいますかねそういう部分でですね、直接の把握っていいですか、調査等の把握はしていませんけど、子供たちの生活の状況とか、そういう部分に関わりを持つ親御さんの精神的に安定がなされてるか、あるいは、ちょっと、うつ状況にあるのか、そういう状況についてはですね、就学支援委員会とか、幼稚園保育園の先生方との懇談の中で、いろんな情報をいただきながらですね、その辺りはほぼ状況は把握出来てるのかなというふうに思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。子どもは町の宝、国の宝ですから、今以上にですね十分取り組んでください。今ですね若者の自殺のおそれがですね衝動的に死に至る手段をとる警告ですね、そういうことがわかっております。コロナ禍で深刻化する孤立や自殺、不登校を防ぐため、専門知識を持った人のですね、拡充がですね、今叫ばれておりますが、この問題はやっぱり知識だけでは解決出来ません。現実を把握し、行動力、情熱にそれに、やはり体験した人が私は必要だと思っています。コロナ禍で子どもたちは本当に不安を感じております。ちょっとした何気ないですね、言葉が今まで積み上げてきた努力がですね、一瞬にして、崩れます。言葉ですね時には刃物より深く傷つけるこ

とを共有しなければなりません。コロナ対策はですね、町を挙げて取り組まなければなりません。先ほど言いましたが、町長、職員は、住民の中に溶け込み、住民の声を掴んでの継続で、なければなりません。我が県から国会議員の坂本一億総活躍担当相ですか、この方は職員に、お役所仕事でなく、不安感を持つて人の身になって、とにかくですね、救ってやるんだという強い気持ちで仕事に当たってくださいと訓示されております。この訓示を、やはり胸に秘め、住民の福祉向上に今以上に努めてください。これは職員の責務です。無論、私たち議員も同じです。これで私の一般質問終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で 11 番議員の一般質問を終了しました。続いて、3 番議員の質問を許します。3 番議員。

○3 番議員（中村正雄君） 3 番の中村です。今回の質問は、バンブーグループ事業譲渡と地場産業ベンチャー支援について質問します。企業誘致とともに、地場産業の育成は、今後、地方自治体が生き残っていく上では重要な事業でございます。そういう意味で今後も、我が町としては、重点課題としてですね、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っています。その中で今回、バンブーグループが当初描いてる姿が実現出来なかったという事実もあります。この事実をですね、実現出来なかったっていうことは、何らかの原因があった事から、その原因をしっかりと掴んでですね、それをネガティブに考えなくて是非、ポジティブにその原因を次の新しいベンチャー支援に生かすような、そういうポジティブな方向に向けていただきたいということで今日の質問をしたいと思います。以降は自席で行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋永芳政君） 3 番議員の質問に対する答弁を許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3 番、中村正雄議員の「バンブーグループ事業譲渡と地場産業ベンチャー支援について」の「企業誘致とともに地場産業の育成は、地方自治体が生き残っていく上では重要な事業であり、今後も取り組んで欲しい。バンブーグループは当初描いていた姿が実現出来なかったが、これからのベンチャー支援のスタイルについて問う。」についてお答えいたします。まず、バンブー関連事業につきましては、高齢化や後継者不足による竹林の荒廃が南関町のみならず、全国的な問題や課題となっている中で、このような課題を解決するために、バンブー関連 3 社が連携し、未利用資源である竹をバイオマス燃料や建材として活用することで、町としましても、荒廃竹林の解消や雇用の創出を期待しておりましたが、残念ながら債務超過の状態にあり、中村議員の御質問にもありますとおり、当初描いていた姿は実現出来ませんでした。現在、バンブーフロンティア株式会社及びバンブーエナジー株式会社につきましては、3 月 30 日の議会全員協議会で企業より説明がありましたとおり、事業譲渡に向け準備を進めておられると聞いております。バンブーグループの取組は、革新的なアイデアや技術をもとにして新しいサービスやビジネスの展開を行うことで、地域の課題や新たな産業の創出を目指すものであり、まさにベンチャー企業として、資金面の調達からセールスまで鋭意努力して作り上げてこられたものではないかと考えております。

このような新たな事業へのチャレンジには当然リスクが伴いますので、町としての支援のスタイルとしましては、町、町商工会、JA 金融機関と創業支援連携会議を開催し情報共有を行うとともに、具体的に話しが進んでいけば、「個別支援会議」を必要に応じ開催し、創業希望者等の個別具体的な支援策について検討し、商工会の経営指導員や外部専門家を講師として、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の習得を目指し、マンツーマン方式での創業支援塾を開催する体制を整えているところであります。また、本年4月から「第3期住んでよかったプロジェクト推進事業」に取り組んでおりますが、新規事業で「空き店舗等開業支援事業」として、空き店舗や空き家等を活用し、開業する方へ、開業に伴う改修や備品購入費等の経費の3分の1が上限で30万円を補助することとしております。

以上お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 私からは創業支援事業につきまして内容を説明いたします。本事業につきましては、平成26年1月20日に施行されました「産業競争力強化法」に基づきまして、「南関町創業支援事業計画」を策定し、平成27年5月20日付けで国の認定を受け進めている事業でございます。支援体制の内容につきましては、先ほど町長が申しましたが、創業支援連携会議の定例会を年に1回開催し、関係機関が持っている情報の共有を図り、具体的に進めていくべき必要がある事案については、まちづくり課が窓口となり進めていくこととなりますが、現在までのところ具体的に進んでいったという実績はございません。ただ、本町在住者が職場がある近隣自治体の支援塾を受講され、その後、本町内に開業をされたという実績はございます。また、空き店舗等開業支援事業、今年度からの住んでよかったプロジェクトの新たなプロジェクトですが、新たな事業ですが、現在のところ、また実績はございません。以上です。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい、追加質問を行います。まずバンブーグループの件なんですけども、これは、力を入れてやられてましたけども、これは官民共同の事業っていうふうにとらえていいんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 官民共同の事業といいますよりも、やはりベンチャーとして、企業側が計画から実施までするものでありまして、その支援すべき部分に関して町が支援したものであると考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） そうすると官民共同事業になったとしたらば、例えばどういう形になったんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） この事業が官民共同事業に当てはまったかどうかというのはわかりませんが、官民共同事業ということであれば、当初からの計画、いろんな資金面、そして操業内容等についてもやはり、行政もそういった中に入って計画をするものではないかというふうには感じます。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） この事業、この目的ですね効果ってのはすごく大きくて、町民の方も非常に大きな期待を持たれてる事業だったと思うんですけども、今町長のお話の中では、官民共同でやってやるべきような内容、テーマではなかったんでしょうか。何でこれ官民共同の取組をされなかったんでしょうか。こんな大きな事業を。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。中村議員言われますとおり官民共同事業であってもおかしくないような事業だったと思います。里山の再生と、そして竹の総合利活用ということで、この町が1番今、問題、課題があるような山の山林の問題でありましたので、町としてももっと踏み込んでそういった共同事業ということができればいろんな資金面とかもまた変わってたとこあるかもしれませんけれども、事業者側のやっぱり当初からの計画、資金面、計画とかそういうもありましたので、町がそこに入ることなく、町は支援できる部分だけをやったということでありましたので、そういった意味では、今振り返ってみますと、町をもっと踏み込んでそういった全ての小さなところまで、一緒に共同事業をやればもっと変わった部分が出てきたかなってというのはちょっと今思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 今のお話、回答で大体出たんですけども、この原因といいますかね、望む姿が実現出来なかった。原因というのはどう考えられてるのか。企業自身ですね、原因というのは、熊日新聞でも述べられましたし、この前の全員協議会の中でも、こういう原因で、要は実現出来なかったということを書かれたんですけども行政側としてですね、やっぱりこれ成功してもらいたかったと思うんですけども、それについての原因といいますか原因って言ったらおかしいですね。どう思われてるのかなという。しょうがないなっていうふうに思われるのか、もっと行政としてですねやれることがなかったのかなと。官民共同の体制で進んでたら今、町長が言われたような形でもっと介入が出来たっていうことだったんですけども、あくまでも企業ベンチャー支援という形で進んできましたよっていう、ことなんでそういう支援体制の中では、しょうがないと言うふうに思われてるのか、もっと行政としてですね、ベンチャー支援なんだけども、もっとここがやれたんじゃないかとか、そういうのはあったんでしょうかというちょっと御質問したい。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ベンチャー支援というのは非常に難しい問題だと思います。

やはりそういった強い思いを持って、事業所を立ち上げるっていう方がやれるのがベンチャーでありますので、行政がそこに入って、どういった計画を作っていくかというのをですね一緒にやるというのはなかなか作りにくい問題だと思いますし、今回の問題につきましては、1番大きな問題は中国製の機械設備とかありましたけれども、そういったものについても、私どももそういった機会が果たして、その成功するためにどういった機会なのかというそこ辺までは詳しい者がおりませんので、やはりそういったいろんな調査等も含めてですね、それを踏み込むところは踏み込むことも、できればですねもうちょっと変わったのかなと思いますけれどもただ、事業者側とすれば、もうしっかりした自分たちもそれでいけるという方向性を持っておりましたので、私たちもそのできる部分についての支援を行ってきたというのが事実であります。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 支援をされてる中で、その途中でちょっと不安に持たれた、ちょっとこれおかしいじゃないかとかですね、不安に思われたところというのは、今の答弁の中で出てきた中国製のしかも中古の機械をですね、導入するというのを聞かれたときに、やっぱりちょっと不安に思われたでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 機械自体が中国製であるから、その不安ということはですね、そう強く思いませんでした。そういった機械が中国製であってもそういった向こうで製品が出来ているということは確認されておりましたので、その機械自体が、そのものが不安ということは感じておりませんでした。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 日本で今回 JIS、JAS をとれなかったのも、ホルムアルデヒド規制が結局、なかなか難しいということなんですけども、中国はすごく緩いんですよ。そのあの規制がですね。だから本当に中国でつくられてるとしても、ホルムアルデヒド対策がちゃんと取れてるかどうかで、日本は取るために接着剤を変えてるんですよ。用材の量を、変えてるんで、そうすると接着力が弱いんですよ。それから、接着剤の力に頼るんじゃなくて、製造機の力である程度その合板をですね作っていくっていう技術が、必要なんですけども、そういう面で、そういうのがですね中国製そういうのが組み込まれてたかどうかっていうのはですね、調べれば分かると思うんですけども、私はもう中国今、町長が中国製だからということで余り不安に思わなかったということだったんですけども、そこはすぐに思ったんですけどその辺はどうですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 機械が中国製ということで、確かにですね、いろんなほかの企業においてもそういった問題が出てきているところもあるかもしれませんが、今回の製品製造については私はできるものと思っておりました。ただし、それが出来なかったということでもありますので、やはり、そこ辺の事業者側も、そこへの最終的まで行くですね、

出来なかった技術面の精査というか出来なかった町としても、そこを調査出来なかったというのはですね非常に残念な部分であるかなと思います。

○議長（橋永芳政君） 3 番議員

○3 番議員（中村正雄君） はい。多分そうだと思って事業者側もですねそこまで思わなかったんで多分中国製を購入されたと思うんですけど、行政側も多分そこまでは、多分深くは考えていないんじゃないかと。だから、その辺が原因じゃないかと思うんですよ。だからそういう原因が起こらないようなベンチャー支援を今後、どうこの町で確立するかということだと思うんですね。これからですねベンチャーってのはどんどん増えると思うんですよ。日本もですね、そうすると、こういうベンチャー支援をですね新しいベンチャー支援を早く確立したまちということがですね、アピールできればそういうことベンチャーが集まってくると思うんですよ。そういう面では、ベンチャーしやすい町というものをですねいち早く、作るべきじゃないかなと。それで私からの提案なんですけども、やはり日本はベンチャーがなかなか育たない。1 番育ってるのは皆さん御存じのとおり、シリコンバレーなんですよ。アメリカのシリコンバレーなんですよ、シリコンバレーのやり方をまた見直されてるんですよ日本もやっぱり、見習うべきじゃないかっていうことです。そこでやってるのはですね。ベンチャーエコシステムという循環型のエコシステムをやってる。そこはですね、何かということ一言で言えばベンチャーを 1 人にさせないんです。ベンチャー 1 人だとかですねもう不安になるし、どうやったらいいかっていう形ですよ。じゃあどういう支援をやったかって言うと、先ほど出ましたけども、いろんなところがですね関連のあるところが一つ。今回は、バンブーの件をちょっと、これに当てはめてみると、本人の企業ですねそれに管が入って、あと金融企業も入ってまして、それに不足してるものは何かというと学なんです学。学校の学ですね、教育学、それともう一つはですね、既存企業なんです。特に大企業でその専門の会社、例えば今回のバンブーで言えば、合板の竹じゃなくてもですね、合板の会社そういうところとの連携をですね、やって、何しろベンチャーをちゃんと立ち上げるってところが大きな狙いなんですけどそのためにはどうしたらいいかっていうことをですね、そういう事業計画のところからずーっと入ってくるんですね。ですから先ほどの中国製の話も額とか、あるいはその企業、既存のですね、合板メーカーのところが入ってればですねそういう、これはおかしいよと、見直さないというふうなそういう声がですねやっぱり、上がったと思うんですね。ですから、是非ベンチャーエコシステムをですね、ちょっと研究してもらってですね、町としてそういうのが、できるかどうか、なんですけど条例でつくるのかどうかも含めてそういった、要は、官はあくまでもそういうグループをまとめるマッチングの仕事だと思うんですよ。マッチングのところを集めてこの企業を何としても育てるっていうんですね、そういう体制を是非作っていただきたいなと思うんですけども今の話しいかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ベンチャーエコシステムという非常に面白いというよりもですね、これからのベンチャーに意義ある、そういった体制づくりができるようなものかと思っております。一つ、バンブーマテリアルにつきましてはこういったことですが、エネルギーにつきましては、実証実験等も2年ずっと繰り返したわけですがその中では、全国の大学の先生方も何人何名も入っておられます。企業も入っておりますし、そういった中で、毎回そういった実証実験の中で会議をしながら、発電所をつくっていかうということ動いておりますので、そういった意味では、ベンチャーエコシステムですかね、そういったものに近いものが出来たのではないかなと思います。ですので、そういった事例もありますので、町としましてはベンチャー支援につきましては、そういったいろんな、技術面だけでなく、これからの販路とか、そういったも含めてですね、総合的な支援ができるような組織があって初めてベンチャーが動けると思っておりますのでそういったものはしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 是非検討していただきたいと思っております。検討といいますかね、いかに形づくるかだと思っておりますよその条例を含めて、形、仕組みをですね、気持ちじゃなくてですね、気持ちじゃなくて仕組みとして組織としてですね、いかに作るかということだと思っておりますそれを是非作っていただければですね、いち早く作っていただければ、それこそ全国から注目されるんじゃないかなというふうに思います。何で作るかっていうとやっぱり町民から目線で見るとですね、やっぱり費用対効果だと思っておりますよ。今回のバンブーにしても、相当なお金はかかってますね補助金、国がしたいっていうふうに、もう見方もあるですけど、国っていうのは我々の税金ですので、やっぱり多額のお金とそれから時間と人を費やしたと思っておりますよ。だからそれは、やっぱり費用対効果という形で効果がですねやっぱりちゃんと出てくるようなシステムを進むべきじゃないかなと思います。その費用対効果ということでですね、もう1点あるのは、この全員協議会でも問題になった、産業振興奨励金です。確かに今の条例私も、もう1回見直したんですけども、今の条例だと、もう払わざるを得ないといえますか、操業したらば、稼働始めれば要は払うような条例内容になってますので、それをですね議論になったのは、その稼働が本格稼働なのかどうかというところが、やっぱり議論になったんですけどもその条例の中ではそれ、はっきりと書いてないんですよ。だから、やっぱり、こういう支援も必要なんですけどもやっぱり費用対効果ということですね考えて、ちゃんとこの会社として企業として成り立って、最終的に市、町にも貢献できるということが見極められるような段階で、やっぱり支給するようですね、やっぱりそういう条例にですね、やっぱり同時に変えていくべきじゃないかなと思っておりますけどもいかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在の条例におきましては、今議員のおっしゃれたとおりでありま

して、奨励金を支払ってるわけですけども、費用対効果といいますとやっぱり、この町の全体の予算の中からそういった奨励金を出すわけですので、やはり全体の中から出すということであれば費用対効果、それは考えるべきものではあると思います。ですので、ただ、今は条例をどうするかっていうことは別にして、この条例があったからこそ、町の立地企業当たりの進出も続いてきておりまして、やはりその奨励金は1番、企業さんが動き出して、資金面でも厳しい時、これから必要な時っていうことで出しておりますので、そういった面も含めながらですね、費用対効果は、どうしてもそういったものを考えるべきということであればですね、そこも含めて考えて行く必要はあると思います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） これは町長の説明もバンブーの皆さんが見えた後に説明もあつたんですけども、やっぱりバンブーだけじゃなくてですね以前にもやっぱりこの産業振興奨励金を出してて、やっぱり成り立たなかったという事例が何個かありますよっていう説明がありましたよね。ですから、それでいいということじゃなくてですね、何例も続くようだったらば、やっぱり基準といいますかね、見直しが必要だというふうに私は考えるんですけども、それはどうですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。確かに何社もそういった事例がございます。ということで、ただ、事業者においては、そういったことを前提に、事業を立ち上げて進めるわけじゃありませんので、やはり町としてはそれまでにできる限りの支援をして、企業が運営をしていただく事業活動ができるようにする、そういった支援をするための条例でありますので、そういったことで、今まで何社もありましたけれども、その奨励金の返還はありませんが、そのあとですね、その企業をどういった形で、また町が別の救護を含めて支援するか、そして、それ以上にですね、税収もふえるように、費用対効果が出るようにですね、していくのを私たちの仕事でありますので、その条例の、そういった費用対効果の面等、私たちが仕事としてすべきもの、そういったものもですねやっぱ併せて考えていきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。私もこれに反対してるわけじゃなくて、やっぱベンチャーとしては必要だと思うんですけどね。だからそこがですね、曖昧になってるところがですからある程度は、見える形でですね。そうすると、ベンチャーの方も頑張ると思うんですけどよ見えてれば、ここまでは、奨励金ももらえるっていうなですね、その辺の、もっと、もう少し高いレベルの今の、表現よりはもう少し頑張ってもらいたいところですね、はっきりと見えるところをですね、やっていただきたいなというふうに思います。これはもういいです。はい。

それで最後なんですけども、これは町民の方からよく言われるんですけども、熊日に

載ったんですね。熊日の内容は、御存じ読まれてる方が非常に多いんですけども、町は何考えてる町からのコメントがですね、ないんじゃないかという声をですね何人もの方から聞きます。ですから、今日の話も含めてですね、町としてはこういうふうに取り組んだけども、こういう事になりましたっていう事をですねやっぱり正式に説明アカンタビリティですよ。説明責任があるんじゃないかと思うんですけども、それは説明される予定はあるんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今のところ報道に関してその説明をするということは計画はしておりませんので、この議会での一般質問もそうですけれども、こういった開かれた場で、そういったお答えは出していきたいなどは考えております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄） 町民の方に正式にやっぱり説明すべきじゃないかということで、こういうところで答弁した結果ですよということじゃなくてですね、町民の方、これは私の質問に対しての答えですので、そうじゃなくて町民の方に向けてですねやっぱりコメントを出すべきじゃないか例えば広報等でですね、しっかりと正式見解というのを出すべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。バンブー3社につきましては、現在、事業譲渡等も含めて動いておりますので、そういった結果が出て、これから進すむべき道っていうか、そういったものがはっきりして、町としてもどういったこの後支援をすべきかとかそういったものが出てきたときには、そういったものを含めて、広報でお知らせするという事はできると思います。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） はい。それでいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で3番議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩を取ります。



午後2時03分

午後2時13分



○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。続いて、4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 4番議員の立山です。2時になりまして疲れてるところと思いますが、私の一般質問を行いたいと思います。まず最初に、民間企業の育成方針につ

いてです。南関町独自の産業振興等奨励金について基準の見直しする考えはあるかを尋ねたいと思っています。それから、今年は5月15日、梅雨入りが早く20日も早く入りました。対策はなっているのかなと思い、豪雨対策についてを質問したいと思っています。まず一つ目が、洪水ハザードマップについてです。それについてお尋ねをします。それから2番目に、昨年の豪雨被害の復旧進捗状況についてを尋ねたいと思っています。あとは自席で質問したいと思っていますよろしく願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 4番、立山比呂志議員の「民間企業の育成方針について」「南関町産業振興等奨励金について、基準を見直しする考えがあるのかを尋ねる。」についてお答えいたします。産業振興等奨励金につきましては、本町産業の振興と雇用機会の拡大を図り、経済の発展と活性化に資することを目的として、平成12年4月1日より施行しております。本奨励金につきましては、土地を除く固定資産税額の50%で、5000万円を上限にお支払いする産業振興奨励金、事業所を設置する目的で取得した用地の取得価額の10%で5000万円を上限としてお支払いする用地取得奨励金、事業所の延べ床面積1㎡につき5000円を乗じて得た額から産業振興奨励金の額を差し引いた額で1億円を上限としてお支払いする設備投資奨励金、町内に住所を有する方を雇用された場合、1人当たり30万円お支払いする雇用促進奨励金の4種類がございまして、全てに共通する要件としましては、適用工場等の指定を受けていることや、投下固定資産税総額の要件、雇用人数等の要件等がございまして、企業は用地取得や設備投資等に巨額の費用を投入し、進出先を検討されますので、南関町を選んでいただくためには、企業に対する優遇措置のメニューが無ければ交渉の場に就くことも出来ません。企業誘致はある意味、自治体間の激しい競争の場でもあります。企業に来ていただくため、選んでいただくための手段として、町としては、経費は掛かりますが、その先の町へのメリットは、税収、雇用、地域振興など、将来にわたり計り知れないものとなります。近年では、立地いただいた企業の増設も続いており、新規企業の立地を進めることは当然のことですが、立地いただいている企業と町との情報交換を密に行い企業が求めていることを的確に把握し対応することで、信頼関係を築いていくことも重要であると考えております。いずれにいたしましても、企業誘致を進める中で、産業振興等奨励金が果たす役割は大きく、企業もアンテナを張られており、各自治体の優遇措置等は適宜確認されております。これまでも多くの企業が南関町への立地を選択されてこられましたし、今後も選ばれる南関町を目指していくためには現条例を柱として進めていく必要があると考えております。

次に、「豪雨対策について」の質問にお答えいたします。まず、一つ目の「洪水ハザードマップについて尋ねる。」についてお答えします。現在の町の洪水ハザードマップ作成の進捗につきましては、6月15日の区長便配布日を目途に、校区ごとに一枚物のハザードマップの作成を行っております。委託先は、前回、町のハザードマップを作製

した株式会社ゼンリン熊本営業所であり、今回配布するハザードマップにつきましては、町の土砂災害危険区域や、土石流危険箇所及び河川の氾濫想定、昨年の浸水区域を反映させた災害時の避難用の簡易的な地図としております。また、委託期間を来年の2月末までとしており、正式版である災害関連の様々な資料を取り入れたB4判・36ページの冊子とウェブ版のハザードマップの作成も委託契約の中に含んでおります。内容としては、昨年、県が作成した関川流域におけるおおよそ1000年に1回程度起こりうる、24時間の総雨量が993ミリで想定した浸水域を反映させ、昨年7月の豪雨で浸水した区域も反映させております。ウェブ版のハザードマップにつきましては、防災行政無線のデジタル化で作成する防災アプリに反映できるように、内容の充実を図っております。まずは、簡易版を6月から7月にかけての豪雨に備え、早急に作成を行い、住民の皆様の避難の目安となるように配布したいと考えております。

次に、「昨年の豪雨災害の復旧進捗状況について尋ねる。」についてお答えします。公共災害につきましては、河川18箇所全てを発注し、現在3箇所が完了しており、進捗率は16%でございます。また、道路22箇所に対し18箇所を発注し、3箇所が完了しており、進捗率は14%であります。農地・農業用施設につきましては、農地209箇所をまとめて、119件として、そのうち13件を発注し、現在5箇所が完了し、進捗率は4.2%であり、農業用施設については、123箇所をまとめて104件として、現在21件を発注しており、そのうち3件が完了し、進捗率2.9%であります。そのほか、国の災害復旧事業として採択出来ませんでした小災害については、農地及び農業用施設を合わせて、当初299件の申請があり、取下げ分18件を差引き、281件となりましたが、令和3年3月31日時点で全て完了しております。豪雨災害に伴う農業関係の被害状況については、河川増水に伴う水田の表土流出・土砂流入等による稲作被害、林地崩壊による畜産被害、河川増水に伴う園芸施設の流出、農業用機械の損壊等の被害が報告されております。山林関係被害については、法面及び路肩崩壊に伴う林道施設被害、山腹崩壊による山地及び治山施設の被害等が発生しております。復旧進捗状況については、被災状況を調査し、国・県の豪雨災害に係る各支援対策を活用しながら、早急な復旧支援・復旧工事を実施しております。

農業関係においては、畜産被害を受けられた農家への家畜再導入補助、農業用機械等の損壊を受けられた農家へ機械の再導入及び施設の再建に係る経費への補助を令和2年度予算により実施しました。山林関係においても、林道施設の災害復旧工事を2路線7箇所発注し、令和2年度末において2路線4箇所の復旧工事が完了しており、残り3箇所についても本年6月中旬を目途に完了予定となっております。また、災害復旧事業に該当しない小災害については、町単独事業において実施しております。治山関係については、県発注による災害関連緊急治山事業が、関東地区の2箇所において実施されております。また、県営事業による単独治山事業及び林地荒廃防止事業についても、復旧工事実施に向け準備をお願いしているところであります。

以上お答えいたしまして、御質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい。ありがとうございました。では最初にですね産業振興等奨励金について再質問を行いたいと思います。先ほど町長も答えていただきましたが、奨励金は、项目的には四つということですよ。先ほどちょっと中村議員からも質問がありましたけども、この奨励金を出す期間ですね先ほども何か基準が決まっていとかなんとか言われましたけど、その辺はもうちょっとはっきり聞かせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 基準としましてはですね。適用工場の、まず工場等設置奨励条例に基づいて、適用工場の指定を行います。その指定から 30 日以内に事業者は着工となりまして、それから操業になりますが、固定資産の基準日が 1 月 1 日となります。4 月に、固定資産の確定がなされた後に、奨励金の申請を事業者が行い、そのあと、交付という流れになっていくところです。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。普通の会社で言ったら御無礼があるんですけど今までそうやってきたということですよ。今回ちょっとバンブーについては、バンブーにちょっと関係しますけども、そのときには、我々が何かな、操業稼働ですよ、見に行っ、後からみんなで賛成か反対かってのを決めたと思うんですけども、たまたま今回、皆さんの意見がまだバンブーにはちょっと早いとか遅いとかいう意見があつてですね、みんな見に行ったんですけども、そのときに、自分の考えとしてはですねこういう基準があつたんですけど、バンブーに関してはですね、24 時間体制って言われてたんで社長がですね。24 時間体制と言われたんでその時が私はですね完全稼働だと思って反対はしましたけども、そのときに、皆さん見に行ったときに、こういう基準をですね、ぴしゃっと説明していただいて、それが、その会社に合ってる合っていないようですね我々もこう判断して意見を述べさせる機会があつたらもう少しバンブーもですね、素早く行くのか、遅く行くのかそれとも、まだ待ってたっていう話もできると思うんですね、その辺をちょっと、判断をですね、町がしているのかその会社がしているのかっていうのをちょっと聞きたい点もありましたので、今のような質問をしました。今後ですね、多分またこういうことが起きる事業さんがあつた場合ですね、町としては、議会に投げかけていただけなのか、いただけないかそれほどのように考えていらっしゃると思いますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 本来であれば、産業振興等基金から、支払いのために予算化するというので、そういった議決もいただきます。そして奨励金の支払いについては、そう

いった条例に照らし合わせて該当してれば出すということでもありますので、今回のバンブー関係の時の現地をされて採決を全協で取られたということでもありますけども、そういったやり方というのは今までも一度もありませんし、本来はそういった姿ではないんだろうと思います。ですけれども、今回については、それだけ皆さん真剣に考えていただいて、出すか出さないかということで御検討いただいた結果そういったことでもありますので、今後はそういったことがないようにしていきたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい、わかりました。やっぱりそういう人にちゃんとですねなんちゅうかな、基準を決めて決まればもうその通りしてもらいたいんですやっぱり今回はですね、どうしても皆さんの最初の考えがおかしいと多分止まってたと思うんですね。それから、採決で出したということになるんですけど、それはそれでですね、結果としてそうなったんで、それでいいと思いますけども、あとですね今度、バンブーフロンティアが譲渡後に中間処理を行う予定ですよね今のところですね。そのときに、地元の住民さんの要望とかですね、いろいろ会社の要望、何ですかね中間処理を造る時に、施設とか、バンブーエナジーになると、電力を売電するということになってますので、そういう売電をする施設をつくる時にまた、産業等奨励金にかかる場合にですね、そういう奨励金を出すのか出さないのかその辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現施設を活用するということであれば出すことはないと思います。しかしながら、新たな企業で新たな事業等、施設設備する、投資するというのであれば、それは該当すれば出すことも考えられると思います。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） そうですねまだこれはちょっと事業譲渡の後になるのでわからないところではあると思うんですけど、それを、なんちゅうかな、やっぱり、別な会社できれいにそのようにしていただければ事業はですね、成り立って行ければ多分、そういうことも出す可能性もあると思うんですけどやっぱり、このバンブーに関してはですねよければ、議会にも相談して頂きたいと思ってますけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 事業譲渡が行われましたならば、どういった企業が譲渡を受けられたのか、そしてどういった事業を進めていかれるのか、それは議会にも説明する責任はあると思います。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい。よろしく申し上げます。それからちょっと目先を変えますけども、税金ですね、減免措置を行っていると思います。それで今度、今の減免措

置の金額とかちょっとその辺を教えてください、この間も委員会でも報告は受けたんですけども、その辺のちょっと減免措置を今してる段階の金額と、今度事業者が変わった場合、事業者が変わることでもまた新たに減免措置をするのかしないのかそれともその減免措置をそのまま引き続いていくのかですねその辺をちょっと教えてくださいと思います。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） 固定資産税の減免についてでありますけれども、バンブーフロンティアにつきましては減免対象と期間となります。令和元年度から3年度までの3年間の減免総額は931万9800円になります。バンブーマテリアルにつきましては、フロンティア同様の減免期間にございますが、今年度につきましては、事業廃止の報告がされておりますので、今年度は減免はございません。元年度及び2年度の合計の減免額は4374万8300円でございます。それから事業譲渡後の減免についてでございますけれども、固定資産税、3年間減免ということになっておりますが、またエリアにつきましては先ほど申し上げましたとおり、今年度につきましては減免なしの全額課税でございます。フロンティアにつきましては、現在、事業をそのまま継続されておりますので、今年度については減免のうえ課税をしております。事業譲渡がなされた場合につきましては、設備等に変更がなければ、課税額には変更は何もないものと考えております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 先ほどもですね、ちょっと中村議員から言われたんですけども、私もですね、この荒廃竹林をなくす発想は多分よかったと思います。町も議会もですね町民も本当に期待していました。でもですね新聞に書いてあったのが、南関町は竹の伐採や収集に協力し、税金の優遇措置もしているということが書いてありました。中村議員も言われたと思いますけども私もですね、中村議員の意見に賛成で、町長はちょっと何ですかね、報告書はすぐには出さないと言われましたけども、今まで町がこうやって、自分たちも良いと思った事をやって推奨して行って、だんだん尻切れとんぼになって事業廃止になったってことはですね、私は、何らかの形でやっぱり町民の皆様にはですね、説明をしてもらいたいと思うんですね。確かに今まだ事業譲渡ですので、それがはっきり決まってしてもらっても構いません。何らかの形でですね、やっぱ説明は要るんじゃないかなと思ってます。何でかっちゅうと、1番最初に竹を1日に2000本だったです。ところが今、年間2000本です。それだけトーンダウンしてるんですけどもやっぱり、今のところは、事業場としてそのまま継続したいと思ってらっしゃるんですけど、それが本当にできるか出来ないのかで、何でこうなって、竹が収集出来なくなったのってその辺はですねやっぱり向こうの社長から、町のほうも聞かれてですね、やっぱ説明はしていただきたいと思います。先ほど中村議員も言いましたが、その辺の町長の考えもう1回、すいませんお願いします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 中村議員の答弁と同じであります。事業譲渡等が終わり、その方向性が出たら、町としてのそういった、内容をまとめたものは、町民の皆さんにもお知らせしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） たまたまですね、今回の事業は、荒廃竹林をよくするために、やっぱり町も我々もした訳ですね、違う事業者さんが来て、自動車部品とかいろいろ違う部品作る時になったら、こういうふうな協力はそんなにないかもかもしれません。

たまたま、今回は荒廃竹林ということで我々も、こうアピールした訳ですよですね、それは事業が、変わればまた変わるといいますのでですね、その辺はもう今回はもう、バンブーの荒廃竹林ということでこういうふうになったと思ってます。

はい、それでは次に、豪雨対策にいきたいと思います。

先ほど町長が言われた洪水のハザードマップですけども、6月から7月に各家庭に1枚配られるということ、それともただ回覧で回されるっていうところですか。

どちらでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 今、計画作成しておりますのは、各校区ごとに、前回ゼンリンのマップを配布したのが冊子になっておりまして、大変見にくい図になっておりましたので、それを校区ごとに1枚の図面にしてお渡しをいたします。

縮尺がですね、前回の前輪が約1万分の1でしたけど、今回はですね、それぞれの校区で多少変わっておりますけど、7800分の1から1万分の1程度で配布をしたいと考えております。一戸一戸に。はい。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） えっとですね、それはただ、区長便で配るだけですかね、それとも何も説明もなくその区長便で配るだけになってますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 一応ですね、説明の文書を入れて各戸に配布したいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） うちの区がですね大体10月か11月ごろ防災訓練を行うんですよね。そこまでいったらちょっと遅くはなると思うんですけど、各校区で多分皆さん、今61箇所あって、防災訓練をされてると思うんですよね。いつされるかその校区によって違うんですけど、もしですね、ちょうどこの時期にされるかされないかはわかりませんが、よかったらですね、なんちゆかな説明。その文章だけでわからないと思うんですよ。やっぱり配ったら区長さんに説明されても、もし区長さんが、ちょっとうちは何月何日するけん来てくれって言って説明行かれるほうがもっと効果があると思

うんですけどその辺はどうお考えでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 恐らく自主防災組織のことをおっしゃってるんだらうと思えますけれども、今ですね、南関町に防災士の会というのを設立されております。

そこでですね、自主防災組織が防災訓練等行われる場合とか、または防災について詳しいお話を、説明を受けたいということであればですね。要望されれば、防災士の会のほうからも出向きますし、県のほうからも支援員がおりますので、職員もあわせてそういうふうに組織のほうから要請があれば説明に伺いたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい。せっかく作るんですからその辺はですね、区長会があると思うんでそのときもでも説明していただいて、区長に納得いただいてですね、お願いをしたいと思ってます。はい、それでは次にいきたいと思います。今年の豪雨災害の復旧の進捗状況についてですけども、大きいところがまだまだちょっと駄目ということなんですけど、私がちょっと絞ってお聞きしたいのは、多分この件数だと思うんですけど、もう一度ちょっと聞きたいと思います。町単独のですね、最高5万円の災害復旧の工事なんですけど、この工事のですね何件出して、今何件、多分この数字では間違っていないと思うんです。もう1回ちょっとお伺いします。何件出して何件終わって、取下げられたのが何件あるのか、その辺をもう一度すいませんお願いします。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。ただいまの推計につきましては町長の答弁にもありましたように、こちらがちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。個別に出したらいいでしょうかそれとももう、まとめてございます。まとめていいですか。はい。町長の答弁ありましたように当初ですね 299 件出ております。申請がですね。実際いろいろ諸情がありまして、18 件の方が復旧を取下げられております。最後に決まった数字でございますが、281 件でございます。これが小災害になります。田畑、それから水路、道路、ため池等を全て含んでおります。以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい、すいません。確かに間違いないと思ったんですけど、すいませんもう1回聞いて申し訳ないです。ちょっと、またこのこと後からも出していきたいと思いますが、次にですね、この場所にちょっとすいません質問したいと思ってます。まず、乙丸の名前を出しても名字だけでもいいですかね、平川邸の前の崖崩れなんですけどもあそこはですね、幅 20 メーターを奥行下まで 20 メーターぐらいあるかな。結構大きく崩れてるんですけども、先に田んぼがあつて栗山もあるんですけども、その復旧作業は多分、田んぼとか栗山があるんで、区長さんから出してあると思うんです。その辺はちょっとどうなってますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。今お尋ねになられました箇所でございますが、今回の2年債として申請が上がっております。なお且つ、災害査定も受けておりました、今回1次に発注しました分に入っております。今業者が決まっておりますので、段階的にちょっと業者のほうが予定を組んでおるところでございます。これにつきましてはちょっと高さがありますので、業者も急いでほしいということでこちらからも話しておりますけれども、趣旨のほかのほうですね、災害も受けておりますのでそちらと調整をしながら進めているということで伺っております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。それからちょっと目につくところがもう1箇所。いっぱいあるんですけど、そういう部分的にちょっと尋ねたいと思います。白毛原に登る庄寺から白毛原に上る向かって右側に、駐車場みたいなのがあって上の竹山が崩れてるんですよ。その現場はどういうふうな状況になってますでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。こちらにつきましては農道からも外れておりますし、林道ということに入り口になっておりますので、今回要望書としてはうちのほうには上がってきておりません。以上でございます。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 要望書も上がってないってことは、あのままの状態のまま過ごすという話になるのですかね。その辺はどうでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 今回災害としては採択しておりませんので、災害復旧ということとは出来ないかと思えます。出来るほうとしましては、毎年11月に募集して翌年やっております、農地とか、整備補助金ですかね、そちらのほうに申請いただいて、最高100万までの事業の半分の補助金になりますけれどもそれで、一発で出来ないと思えますので、2年か3年かけて、やっていただくようなことになろうかと思っております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。わかりました。もう一つちゅうか個人ちゅうか個別にですね、坂下の中原のところなんですけれども、そこをもう全部10枚ぐらいあるかな。田んぼが荒れ地なんですけど1番手前にですね。奥までコンクリートの舗装があるんですけど、手前1番手前にですね横断で、水の横断でですね壊れてる所があるんですよ。そこを直すのに多分、出てると思います。災害でですね、多分、でも聞いた話によると、利用価値がなくて、負担金がある県がですね、取り下げられていると思うんですよ。その辺、事実確認どうでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。今の箇所につきましては、おっしゃる通りでございます。災害の申請書が上がってまして、現地も実際立会いに行っております。そこで、負担

金額がどれくらい出ますよってお話をしましたところ、そこまで、はまらないということで、ここで申請を取下げをされております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） すいません何で今こういう質問をしたかというともっとですね皆さんも多分、山の中行かれる方いらっしゃれば分かると思うんですけど、山の中がですね、もう本当崖崩ればっかりです。行かれたところ分かると思うんですけどそういうところは、多分災害も出てないし、多分、ひょっとしたら行かれなかったら、自分の土地がどうなってるかわからないと思うんですね、何でそういうところをちょっと今回取上げたかと言うと自分もイノシシ駆除してますんで、そういうところが本当もう彼らの住処です。先ほど中原の道もですね、ちょっと修繕していただければ我々の駆除ができる道なんですよね。そういう道が、出来ないっていうことなんで、質問するのは分かってます金がないとか、いろいろそう条件があって出来ないの分かってますけど、そういうのをですね、何とか修理していただいて、何とか軽トラックの四駆でも通れるような感じでしていただけないかなっていうのが、今までちょっと質問の流れだったんですよね。そういうなんちゅうかな、駆除できる道が駆除出来ないということですね何かそういう補助金絡みのことがなんか出来ませんかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） 今の御質問なんですけども、やはり私どもはですね、山林の調査等に入っていきますと、崩壊箇所が何箇所かございます。いろいろ調べてみますと、やはり、災害報告も出ていない。森林、荒廃農地の所有者も不明。という形ですね、やはり鳥獣害苦情に対しても、行けない道路も、多々あると思います。それにつきましては、やはり今後ですね、そういった箇所を猟友会とか、そういうところで入られたときにですね、いろいろと協議をその都度していきながら担当の建設課とか、担当課と協議をしながら解決に向けていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） はい。是非お願いしたいと思っております。それとそういうところもあるんですけど、この間、新聞に載ってたのが、人吉球磨のほうはですね、鹿の通り道が、もうずーっと同じ道通っているんで、食害してその道からですね、災害ちゅうか壊れる。道路とか山が壊れるということで、調査が載ってったと思うんですけども、うちはですね多分、そういうイノシシの道から壊れるとあんまりないと思うんですけども、今ですね、壊れてるのが田んぼとか畑のあぜですね、要するにイノシシが荒らして、壊れてる。そこに雨が降ったらまたますます壊れて、結局先ほどもちょっと説明したんですけど、その壊れてるところの地主さんは、修理しても、全然わからない人が、壊れてる田んぼの人はもう多分知らなくて下のほうから壊れてるけんがどがなんかしてくれて言っても、上の方がどうもしてくれなければ、ますます壊れるんですよね、そういうところもあるんで、そういうところも何かこう、補助金絡みのことをですね今からで

すね、もう今から少しずつこうしていかないと、もっと手をつけられないようになると思うんですよ。今多分、確かに補助金もないしお金もないし、出来ないと思うんですよ。でも、何らかの形でそういうところを保全できるようなことができる方向に持ってきてもらいたいんだけどその辺は、課としてどういうふうと考えてらっしゃるでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。確かにです、上の田んぼが荒れてる下の農地が荒れるということ、鳥獣害の通り道になってそこから畦畔の崩壊等につながっていく。というのは、多々お話を聞いております。ただです、今の段階では、やはり地区で取り組んでいただいている日本直払い制度、中山間なり多面的事業に取り組んでです、基本的にはやはり地域の皆さんと協力し合いながら復旧に努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） それです、やっぱり地区に行ってから説明して、もっと地区を何か盛り上げるじゃないんですけど、そういう風して地区から声を拾っていただきたいと思います。その辺はぜひお願いしたいと思います。それからです、この間ちょっと話のあれで気づいたんですけど、今、森林てですよ。昔、自分がちっちゃい頃は、山に、雑木山を切ってスギとかヒノキを植えてましたよね。今そういうしてるところありますか。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（田口 明君） はい。造林植林についてはです、やはり余り聞いたことはございません。ただ森林組合のほうでそういった事業に取り組む姿勢がありますので、そういうやつを活用していただければと思っております。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい。すいません。何でかっていうとですね森林は保水力、今です、先ほどもよく壊れてるところは、竹ですよ。竹は上しか葉が無いのでそれがやっぱり滑り落ちるんで。やっぱりそういうところを森林スギ、ヒノキをですね、していただきたいと思うんですよ。なんでも大きくなっても、単価が安いんで皆さんしないんですよ。何かそういうところをもっとこう、町としてちょっとしていただきたいなというのを思えばですね、何でかっていうと、町の憲章ちょっと見たんですけど、町の憲章のですね、五つあるんですけどその1番最初に、ふるさとの緑豊かな自然を愛し、伝統ある歴史と文化を継承し、美しいまちをつくりますってあるんですよ。もう一つがですね、あるパンフレットには、南関町は緑に息づく関所の里ってなってますよ。確かにぱっと外から、県道国道から見たら緑豊かですよ。でも一方、緑中に入ったらもう悲惨ですよ。矛盾してるんですよ、私から言わせれば。だから、先ほども言いましたように、これをするには、多分、お金もないし補助金も出ないと思うんで

すけど、でもやっぱりこういうふうにして町がこういう緑豊かなってしてるんだったら何とか今からですね、少しずつ、回復してですね、もう大幅に後からせんように少しずつ、町民の皆さんも、何かこうそういう補助金を出してですね、していただきたいと思ってますけど、その辺町長緑いっぱい書いてありますけどどう思いですか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 確かにですね現状を見ますと、立山議員が言われたとおりだと思います。ただ、国のほうもですねやっぱりそういったことをいろんな考えておられて、森林環境譲与税というのが新しく出来ております。町もですねそういったお金も入ってきておりますので、そういった生かし方も、これ今はですね、それ積立ててるような感じとこありますので、そういったものを使途使い道についてもですね、山を蘇らせるそして緑豊かなって言うそういったことを言われたとおりですね、そういったことも含めて、考えていく必要あるかと思えます。

○議長（橋永芳政君） 4 番議員。

○4 番議員（立山比呂志君） はい、ありがとうございます。本当に自分たちも駆除やってですね山中歩いてるのが大変心苦しいので少しずつ、猟友会もですね経済課とタイアップしてその辺をなくしていきたいとは考えております。やっぱり南関町今さっきも言いましたように緑・緑って書いてますのでですね、ぜひその辺はですね、少しずつでいいので、何かこう回復していくようお願いをさせていただきたいと思えます。これで私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（橋永芳政君） 以上で4 番議員の一般質問を終了しました。続いて、2 番議員の質問を許します。2 番議員。

○2 番議員（北原浩一郎君） 皆さんこんにちは。本日5 人目、最後の質問者となります。2 番議員の北原です。通告しておりました質問は二つであります。一つは、町内小・中学校の教職員と児童生徒の現状についてであります。これまでも質問を重ねてきました。業務改善の現状と対策、そして、校内衛生委員会の現状と対策についてお尋ねをします。二つ目が、児童生徒の学力、算数・数学の現状と対策について尋ねます。これは、現在、コロナ禍ということもありますが、南関町の児童生徒の学力の定着がどうあるのか。小学生の国算社理4 教科の勉強において最も好き嫌い、得意不得意が分かれるのが算数であると言われております。また、算数・数学は積み重ねで成り立つ教科のため、初歩でつまずくと、どんどん勉強がわからなくなり、嫌いになって手がつけられなくなってしまいます。主要4 教科のうち、最も学力の定着に差が見られるのが算数・数学であるため、今回はこの教科に絞ってお尋ねをしているところです。二つ目は、新庁舎周辺整備についてでございます。一つ目、周辺道路の整備方針について、二つ目が、防災広場の利用方法について、三つ目が田町商店街の歩道整備についてであります。この3 点も以前に質問をしたものでありますけれども、新庁舎竣工まで、あと半年近くとなった今、再質問をして、確認をしてみたいと思えます。この後質問は自席で行います。

よろしく願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番北原浩一郎議員の一般質問にお答えいたします。町内小・中学校の教職員と児童生徒の現状については、教育長よりお答えいたします。私からは、「新庁舎周辺整備について」の質問にお答えいたします。まず一つ目の「周辺道路の整備方針について尋ねる。」についてお答えします。現在工事を行っています町道田町・堀池園線につきましては、新庁舎の開庁に合わせて、令和3年12月末までの完了を目指しており、一部区間は、有明消防南関分署の令和3年10月開署に合わせ、先行して舗装工事を進めて参ります。また、終点の堀池園側で接続している町道迎町・旭町線については、竜瀬橋から第一小学校まで通じる区間で、道路拡幅についての協議を地元関係者の方と進めていましたところ、一部区間において、改良工事に取り組める目途が立ちましたので、今回の議会に設計業務委託費等を補正予算として計上させていただいており、計画的に進めていきたいと考えております。そのほかに、以前御質問がありました、町道田町・堀池園線の終点から県道バイパスに抜ける区間の整備や、ビッグオーク周辺の整備については、昨年7月豪雨で被災した県河川の関川が災害復旧助成事業として、熊本県で取り組まれており、この中で、新庁舎周辺は、河川の堤防かさ上げや引き提定等の実施が計画されることとなっておりますので、その計画によって、一部の箇所には新たな検討も必要になるのではないかと考えております。次に二つ目の「防災広場の利用法について尋ねる。」についてお答えします。

防災広場につきましては、災害時の一時避難所として2箇所整備しており、併せて車での車中泊を想定した、駐車場の整備も行ってまいります。防災広場を災害時に利用できるように、平時は憩いの場のベンチとして利用し、災害時はかまどとして炊き出しができるかまどベンチを各6基ずつ、計12基設置し、マンホールトイレを合わせて10基、ソーラー照明を7基、仮テントの設置スペースとして、芝生広場の整備、避難者の健康を維持するための健康器具の設置、ゴムチップ舗装のウォーキングコース等を整備しております。また、平時は、子供から高齢者まで誰もが利用できる憩いの場やイベント広場として活用できるようにしております。最後に「田町商店街の歩道整備について尋ねる。」についてお答えします。

古賀商店から花見商店までの区間についてと思いますが、この区間は、商店街や住宅が道路際まで建ち並んでおり、立ち退きをしていただき、整備を行うことまでは考えておりません。前回の答弁と同じであります。ただし、道路の舗装につきましては、傷みが激しい箇所があることは承知しておりますので、今年度の予算で舗装改修の計画をしており、新庁舎建設の進捗を見ながら発注したいと考えております。以上お答えいたしまして、この後の御質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また詳細については担当課長がお答えします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 2番、北原浩一郎議員の「町内小・中学校の教職員と児童生徒の現状について」の「1業務改善の現状と対策、校内衛生委員会の現状と対策について尋ねる。」につきましてお答えします。最初に、「1業務改善の現状と対策校内衛生委員会の現状と対策について」は、昨年12月議会でも答弁しておりますので、それ以降の現状と対策ということでお答えさせていただきます。まず、昨年12月から本年3月まで4か月間の月45時間超過勤務者数は、小学校では3人から10人、中学校は4人から7人で推移しています。その中で、月80時間超過勤務者数は、12月に小学校で1人、3月に小学校で2人、中学校で2人いまして、その内訳は、教頭先生が3人、教諭2人でした。教頭先生はコロナ業務や突発的な業務対応、他の先生は、コロナ禍の中で、計画的な学習指導や評価が出来ず、年度末の学習評価等の事務処理に時間を要したのではないかと考えています。次の校内衛生委員会の現状と対策については、感染対策が加わった厳しい職場環境の中でも、学校での感染はなく、先生方にはよく踏ん張っていただいています。ただ、昨年度は、夏季休業の短縮により休日のまとめ取りの実施が出来なかったことが課題の一つとして挙げられます。

また、教職員からハラスメントに関する相談案件も教育委員会にあっており、更に働きやすい職場環境づくりを進めていく必要があると考えています。このようなことを踏まえ、本年度の町の小・中学校業務改善の方針・計画には、教職員一人ひとりの在校時間の上限を意識した業務推進やICT活用による授業及び校務の効率化の他、新たに年休の取得促進や中学校の部活動改革の推進等を追記して、勤務時間の計画的な縮減に努めるように示しているところです。また、本年度は、教頭先生の業務縮減のためにも長期休業中の休日のまとめどりの確実な実施と併せて、更なる負担軽減に繋がる環境整備にも動いているところです。

ただ、新年度スタートの4月の勤務実績は、消毒作業に当たるスクール・サポート・スタッフの配置人数の縮減等により、昨年度以上に厳しい現実でした。次に、「2児童生徒の学力（算数・数学）の現状と対策について」は、まず、昨年12月実施の県学力調査から、小学校5・6年と中学校1・2年について県平均値との比較で、町内の現状を御説明します。

小学校国語は、5年・6年ともに、4校あるうちの2校が平均を上回ったのに対して、算数で上回ったのは、5年が1校、6年が2校でした。中学校国語は、1年・2年とも平均を上回ったのに対して、数学では1年はほぼ平均値2年は平均値に届きませんでした。小学校では、学校差、学年差が見られ、中学校では数学に課題が残ったところです。次に、この4月に実施された中学校の標準学力検査から、対象教科は5教科で、1年は小6で県学力調査を受けた生徒です。偏差値50が標準値になります。1年は2教科で標準を上回ったに対して、数学はほぼ標準値。2年は全教科で標準を上回っていました。なお、これらのデータは、あくまでも学力の一部の測定結果であるということをお理解ください。次に、今の説明に関連した全教科共通の対策になりますが、まず、本

年度から中学校も新学習指導要領が全面実施となり、全教科で育成を目指す資質・能力が明らかにされ、各教科の目標・内容が、これまでの「知識、技能」、「思考力、判断力、表現力等」に加え、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理されています。この「学びに向かう力」とは、「主体性や課題解決に協力する力」のことで、今後の未来予測が困難な時代を生き抜くには、課題解決に向けて協働し、最も適した答え最適解を見つけるための力が求められるからです。そこで具体策として、まず、町では、全ての授業で自分の考えを持って、それを出し合い、よりよい答えを見つける協働的な学びを大切に、それもタブレット活用をお願いしているところでございます。

また、授業以外の活動でも、書く、まとめる、自分の言葉や文章で発表する機会を多く設けるようお願いし、その取組の一つとして、新聞投稿を勧めているところでもございます。

次に、教科指導の工夫で中学校の教科専門が2人いる教科では、2人で全学年を担当するようにお願いしています。これは、2人で指導方法を工夫できる効果と、若手は先輩の指導技術を学び、ベテランはICT技術など、若手からの学びも期待できるなどの相乗効果も大きいという理由からです。算数・数学に絞った教科指導では、現に南関中の数学は、初任3年目とベテランのペアで、本年度は管理職2人と併せて4人もの数学専門が揃いました。

まずは、数学の授業改善に大きな期待感を膨らませています。また、先月21日には第二小学校の算数の授業研究会に中学校長が講師として招聘されました。この進学先の校長先生からの直接指導は、今の小中連携一貫の流れからとても価値ある取組で、是非町内の他の学校にも広がってほしいと思っています。以上お答えしまして、この後の御質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい、ありがとうございました。それでは、再質問をして参ります。まずは、業務改善の現状と対策というところなんですけれども、今、12月以降3月までの4か月間の現状ですね、今お示しいただきました、昨年の回答からも徐々に改善を進んでいるというような回答をいただいておりますけれども、この時間の把握といいますかね、これは本当に正直な数字が出てくるかどうか、というところをまずお聞きしたいというところなんです、実はですね、教育長も御存じのように、教師のバトンという、ツイッターに、全国の先生がたから学校の厳しい状況がたくさん出てます。それは全国的な声ですので、熊本、南関がどうだということではないんですけれども、実は、手元に熊本県の教職員組合が2020年度、昨年度取った職場のアンケートがありまして、それを見ると、本当に教師のバトンと変わらないような、実態が赤裸々に出ておまして、特にですね、記録というところになかなかこう、正直に記録が、打てないという声が出てるんですよ。例えばですね、超過時間45時間内と言われるので、早めに退勤にして、そのあと仕事をしているとかですね。管理職からは、正しく記録され

るよう言われているけれども、給特法改正によるチェック指導体制がより厳しくなっていて、その後の報告作業や指導を受けることを考えると、正しく記録することが面倒くさい。とかですね、超過勤務時間が長いと指導が入る。正しく記録して、指導の対象となるのは面倒だから、とかですね、ほんとそういうアンケート答えがたくさんありまして、本当にこの記録がですね、出来ないというか、虚偽の報告をしないと、何かしら指導を受けてしまうから、実態と違う数字を出してると。言うのがここは見えるんですが、そもそも、この指導があるから面倒くさいからという声がね、多いんですよ。南関町もこの80時間を超えると指導がやはりあるのでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 町のほうでは80時間超えたら指導があるかという指導とかはしておりません。ただ体調によって産業医の健診とかそういう部分の手が上がれば、そういうお世話はしております。それが一つと、もう一つは、町のほうでの業務改善、もう今年で3年目に入りましたが、当初から、虚偽の報告とか、そういうことはあつたらならないということで、現実をそのまま上げるようにというところで、うちはやっておりますので、そういう部分の課題は一切ないと思います。例えば、部活あたりの指導あたりで連れていきますけど、それは家庭から学校に来るまでの時間とか、もちろん引率の時間、そういうものを、含めた丸のそのままの時間を上げるようにというところで話しておりますので、そこはもう自信を持って答えることが出来ます。以上です。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。今、自信を持ってお答えするということですが、実は県の取ったアンケートにはもちろん荒玉地区の先生方の声も、もちろん入っております。中にももちろん南関からの南関町の小中学校の先生の声も入っております。これも実際、南関の地区の先生から出てる声なんですけれども、土日勤務をしているに記録をしていない。とか、退庁時、記録をしないで帰る人も何度も見たと。その横で、管理職は注意等の声かけもしない。見逃してるってことですよ、それから、2018年度は土日も記録してくださいと校長が言ったが、そのあとは言わなくなったと。その後は、チェックがないと。言うようなことで、実際ですね、現場ではこういう正確な時間把握が出来ていないのが現状ではないのかという、そう思いますが、この時間把握というのは、教育長にはどちらから上がってくるのでしょうか。校長から来るのか、それとも、記録がそのままオンラインを何かなんかで上がってくるのか、どちらででしょう。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。現場の状況が上がってくる方法は、バーコードっていうシステムを作っておりますので、その部分で、先生方が記録したものがそのまま上がってくる流れになっております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 先ほどお答えいただきましたが、もう南関ではその指導がね、

ないというのならば、何でまた先生たちが虚偽の報告というか、してしまうのかなというのがちょっと疑問に残るところであります、とにかく公務災害では、もう勤務時間の把握が1番大切でありますので、わざわざこういう虚偽のね、報告をする必要は無い訳です。

しかし、なぜこういうことをしてしまうということは、やっぱり環境というか、そういう雰囲気が学校の中にあるのかもしれない。是非ですね、教育長には、今まで通り正確な時間把握というものをもちろん求めていただきたいし、管理職にはですね、ちゃんとしたまた、時間を出すように指導していただきたいし、それをさせないような雰囲気がもしあるならばですね、そこは、とどめてもらわないといけないと思いますので、とにかくこのそういう虚偽の報告をすることをまずは、南関町は、止めてもらいたい。南関町からそういう声が出ないようにまずはしていただきたいというのがまず一つ目でありまして、やっぱり、学校の先生たちを守るは、教育委員会だと思いますのでね、是非、教育委員会も学校の先生を、そういう時間をきちんと把握して、別にその指導云々でまた人事評価で、どうかあるということも、無いんでしょうから、そこは、時間を把握していく、そういう環境をつくっていただきたいというふうに思います。次にですね、校内衛生委員会なんですけども、各学校内には、安全衛生部っていうかそういう組織があると聞いておりましたけれども、各学校、機能しておりますか、開催をされているでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。校内の衛生委員会の機能してるかっていう部分、先ほどの勤務時間の管理あたりも含めましてですね。一応何人超過勤務者がいるとか、そういう部分を話題にしながら、やっぱり最終的には、子供たちの前に立つ先生方、爽やかな気分で立っていただきたいという部分がありますので、そういう部分は定期的に開催は、お願いしているところです。ただ、毎回、毎月やっておられるかという部分では、把握してませんのでわかりませんが、校長会とか教頭会の中では、毎月の状況というのはデータとして、学校ごとに分かるような資料を見える化して配っておりますので、いつでもそういう部分での協議というのは、できる状況にあると思っております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 小学校で今年3月、新任の先生が退職されましたね。

休職されてその退職になったと、いうことがありました。本当に残念な、もう本当に申し訳ないことになったなというふうに思うんですけども、そういう先生方を、衛生委員会があるのに、救えなかったというか発見出来なかったというか、守れなかったっていうところが、教育長どのように思われますか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） ちょっと今の、これ、個人情報になるんですけどですね、その先生については12月辺りから傷病休暇といいますか、休みに入られまして、休職では

ございません。そういう部分で、もともと教員になられたときから、教職希望と民間企業の就職っていうのを考えて悩みながら、おられたっていう部分が根底としてはあったようです。そういう部分で、教職については、なかなか厳しい部分があるっていうところですね、もう早めに転職したいっていうことですね、その休みの中でもう4月から新しい職務を探しておられるということで、事前の段階、3月の頭ぐらいから研修に行かなくちゃならない。そういう部分で、もう家族もそっちのほうの応援というところですね。特殊な事例だったんですけど、そういう流れの部分がありますので、御本人としてはもう、教職を続けるよりもそちらのほうの方がよかったのかなと、そんな思いでいるところでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。わかりました。今町内の小学校、中学校の先生の方の中で休職をされてる先生はおられますか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。休職は1人おります。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） それでは休職予備軍の先生方はどれぐらいおられますか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） まあ状況として予備軍の方はおられないんじゃないかと思っております。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） あのですね、やっぱりこの衛生委員会が、先生達を救うというかそういうものをキャッチする。場所だと思うんですね。学校の中で、いろんな情報をその委員の先生が話をする中で、学校のいろんな情報を出し合う、しかしそれが、学校の中で終わってしまって、外に共有するっていうことがなかなかないのかなと思うんですね。で、私が言いたいのは、安全衛生委員会というものをですね、町で立ち上げていただいて、前にも1回質問しました。総括安全衛生委員会。これをつくって、そして、各学校で、本当は毎月1回しなきゃいけないと思うんですけども、委員会の内容を総括中に出し合って情報共有をする。それが先生を救うというか、守るっていうところにつながると思うんですね。

今の衛生委員会の状態では、休職する先生がずーっとこう、何か前からですね、やっぱりこう、出てこられている。やはり先ほども言いましたけども、先生を守るやっぱり南関町に赴任してこられた先生をですね守る健全な状態で子供たちに接してもらうというのは、やはり、私たちの教育委員会の責任だと思いますので、是非このそういう環境ではあるので、そういう休職の先生が続いているからこそこの総括安全衛生委員会を作る時が来たんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○**教育長（谷口慶志郎君）** 前もお答えしたかと思うんですけどですね、業務改善を進める中で、最終的には、今議員が言われたような形に持っていくのが1番ベターかなというふうに思っております。ただ現状からいきましてですね、去年今年と、コロナ関係の業務対応っていうのが本当、先が見えないっていうか、現場の先生がたも本当、毎日苦労しています。

もし、濃厚接触者が出たら、やっぱり土曜日曜も、すぐ対応ができるような、そういう体制をお願いする中で、とても厳しい現実というのがございます。そういうところを目指していく必要があるということが1点。それともう1点は、現在、休職で休んでおられる先生は、ちょっと特別な状況の方でございましてですね、なかなかその辺も、そういう人を事前に見つけ出すといいますか、そういう部分はもう私たちも含めて教育委員会の職員、学校現場にできるだけ行って、状況を見て、そういう気づきがあればそういう部分を持ち帰って、という風通しのいい職場環境づくりといいますか、そういう部分にも努めているんですけど、もう少しその辺は待っていただきたいというふうに思ってます。国のほうも35人学級という動きが出ている中で、その規模のところはもうそういう部分で先生の方が増えますので、メリットとしてあるんですけど、町としては加配措置の部分で、いただける先生をいただきながら、そういう部分で先生方の業務改善といいますか、そういう部分も、町村の中ではですね、結構そういう業務改善という意識っていうのは広がってきてるのかな、芽生えてきてるのかな、そういう思いでございまして、総括衛生委員会の部分はですね、もう少し先の方向での取組の方向性になってくるのかなというそういう意識を持っておりますので、御理解をよろしくお願いたします。

○**議長（橋永芳政君）** 2番議員。

○**2番議員（北原浩一郎君）** 先ほどストレスというか、精神的なね、ものがあつたら産業医の先生に、また紹介するというようなちょっとこう言われたかと思いましたが、今でもその産業医の先生に相談する面談するということは可能な環境にあるということでございますか。

○**議長（橋永芳政君）** 教育長。

○**教育長（谷口慶志郎君）** 毎月の時間の報告の中にですね、産業医の相談を希望するとかその辺の一人ひとりの先生方の御意見を聞いてから上げるようになっておりますので、今のところ、相談を要しないというところで去年、今年は上がってません。一昨年は希望する声もありましたけど、そういう状況です。

○**議長（橋永芳政君）** 2番議員。

○**2番議員（北原浩一郎君）** はい。わかりました。それではですね、とにかく今進めておられる業務改善で本当に時間で縛るのではなくて、本当に削減するということをですね、第1に考えて進めていってもらいたいというふうに思います。現場の先生から声を聞くと、業務改善、様々あると思いますけれども、トップダウンで来るものと、先生た

ちの声から上がってくるものと、ちょっと齟齬があるということという声も聞きますので、そこら辺の整合性も合わせながらの、業務改善に進めていってほしいというふうに思います。では、次に学力のほうに行きたいと思いますが、先ほどの教育長の報告では、国語はそこそこ平均を上回ってるところがあるみたいですが、算数がね、やはり平均をし下回ってるということでもあります。先ほど言いましたが、算数が積み重ねの教科でありますけれども、授業について行けない子がどうしてもやっばいするし、最近、学校の先生から聞くのが本当にも勉強しない子、出来ない子が以前にも増して今増えてると、言うことを聞くんですね。本当にもう最初につまずいてくと。もう取り返しがつかないって言いましたけれども、それこそ学校が楽しくなくなってしまう。それをどういうふうに作ったらいいのかということなんですが、今そういう難しくなってる子供たちを、今、学校をどのようにして手だてをしているのか、教えてください。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 最近の子供たちの現状といたしますか、特に昨年度、今年度、コロナ禍の中でいろんな問題が出てきております。家庭環境が厳しいっていう部分です、やっぱり、被害といたしますか、直接的、間接的にその子どもにめぐってる部分もあります。そういう部分で虐待とか、いろいろ重いものを背負はされている子どもさんも結構います。そういう子どもさんと同じように今、特別な支援を要する子どもさんといえますか、特性を持った子どもさんというのが結構ふえてきています。小学校に入学する前の段階、幼児期・乳児期辺りから、その傾向が出てきてるっていう部分で、やっぱりじっと座って話を聞くことが出来ないとか、そういう課題を抱えてる子どもさんも結構おります。そういう部分です、やっぱりそういう特別な支援が必要な子どもさんという部分でも特別支援学級の設置をしたり、昨年は、町として通級学級の設置辺りをお願いしたところですけど、もう確実に集まりますよっていう子どもさんが13名、最低が13名以上必要ということで、そういう風出したんですけど、見事振られました。もっともっとそういう予備軍の方々が、人がいるという部分をですね、出す必要があるということで、次年度に向けた異動の部分ではですね、もう是非その通級関係の先生が確保できるような、そういうところでも、計画をやっているところです。とにかくそういうふうな、1クラスの中に2人、3人と、中々落ちつかない子どもさんがいれば、全体としてやっぱり指導が厳しくなっていく部分もございますのでそういうところの取組を強化していく必要があると思ってるところです。

○議長（橋永芳政君） 質問の途中ですが、10分間の休憩をいたします。

—————○—————
休憩 午後3時28分

再開 午後3時38分
—————○—————

○議長（橋永芳政君） 質問の途中でしたので、会議を開きます。2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。すいません。ですね、ここで私が言いたいことを先に言わないと時間ももったいないですね。先ほど、子どもたちの学力っていうある側面、そういうテストという側面からの結果を教えていただきましたけれども、やはり算数ではちょっと平均行かないということでしたが、やはりこれまで南関町がずっと取り組んで来られた、教育施策、教育改革、あると思いますが、やはりまだ、そこまで身につけてないというか、求めているところまでまだ届いてないんだなというところを感じるんですけども、この結果は真摯に受け止めないといけないかなというふうに思います。成績がなかなか伸びないのは、これはもう学校の先生が悪いということでもなくて、これは、子どもたちの学力が伸びないというか、そこまでいかないという課題をですね、解決する新しい仕組みづくりが必要なときに来てるんじゃないかというふうに思うんですね、どういう事を言いたいのかというと、町営の学習塾をですね、僕は作りたい、作ってもらいたいというのが私のこの質問の趣旨でありまして、例えば、この文教厚生で研修に行きました豊後高田市、ここも全市を挙げて、教育委員会主導で、市営のですね塾を行っております。結果ですね、県平均以下だった学力が、県平均を超えた。また、無料の塾ですので、子どもを抱えた家族の転入が増えたという効果があったというふうに聞いております。また、県内でも南小国町では、2017年から町営の無料塾を始めていて、町民や地元の高校生が国語や算数を町在住のフィリピン女性が英会話を教えているという記事がですね、熊日に掲載されております。そうやって、塾が少ない、また塾に行けない子どもたちを町営の無料塾として作っているというところが今もう既にあるわけです。こういうコロナ禍でもありますので、この質問を考えると、南関町出身のOB、OG、大学生を中心としたそういうOB、OGにオンラインで教えてもらえるような、そういう形も面白いのかなあというふうなこともイメージしました。南関町の皆みんな子どもたちを育む、そういうイメージなんですけれども、豊後高田、南小国みたいに南関町でもそういう、子どもたちのためならば、ひと肌脱ごうという人たちがたくさんいるんじゃないかなというふうに思うわけですから、この無料の町営塾、教育長、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、もうずばり、町営の塾の話が出ましたけどですね、今学校をタブレット端末が入って、大きな変わり目です。これからの学校の在り方っていうのは、もう先生の在り方も変わってくる。学校がどんな形になるのかってそこも大きな変わり目だと私は思っております。とにかく、これまでの学校とは違った形になるのかなと。今日、境田議員のお尋ねにも答えましたとおり、学校がこれから先、生き残っていく部分はやっぱり学校業種とか集団生活の部分をどう打ち出していか。塾との違い、差別化を図っていかなくてはならないのかな。そういう思いをしております。とにかく今の担任がおって、先生がおってという教える、教えられる、そういう関係じゃな

くて、もう、子どもたちはタブレットの世界になりますと、もう知らない先生につないで、自分のやりたい勉強はやっていける、そういうふうな環境も整っていきますよね。ですからそういう部分を意識した取組っていいですか、考えていく必要があるのかな、その土台となっていくのがコミュニティースクール。町のほうでは5年ちょうど今年で5年目に入りました。地域の核となるコミュニティースクールっていう今は町内のコミュニティースクール全部やっていますけど、中心は学校、校長先生なんですよ。その方向性に向かって、やっていくコミュニティースクールです。

でも、国が求めているコミュニティースクールっていうのは、地域のための学校であってほしい。そういう狙いがあります。ですから、地域でやっぱり子どもたちを育てていこうという方向で、学力もそうです生活面もそうです。そういう部分をみんなでフォローしていきましょうというのがこれから先の流れ、動きです。そういう部分を兼ね合わせて、学校というのがどういう存在でなければならないのかっていうのをこのICTが入った段階で、私はしっかり先を見据えながら、それも、先ほど言われた塾、町が経営するといいますか、どんな塾ができるのかなっていうのをやっぱり、入れて考えていく必要があるのかなとそんな思いでございます。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） はい。形は、いろいろあると思います名前も、町営塾であったりコミュニティースクールをつくる組織であったり、それはもういいんですよ。形も名前もいいんです。ただ、子どもたちの学力の下位にある子供たちをいかにして救っていくかなんですよ。やっぱり、一人ひとり人の子どもたちの可能性をやっぱり開いていきたい。ずーっとこう苦しんでいく、子ども時代じゃなくて、少しでも理解を深めて、学力が少しでも伸びるそういう子どもたちが、1人でも増えていくことが私の願いでありますので、組織は何でもいいです、取りあえずそういう方向を向けて、確かにオンラインでこれから進んでいくので、形も変わって行くかもしれません。ただそういう、下位にいる子どもたち、また、親の収入で差がつかない、それで教育に差がついたら申し訳ない話ですので、そういう子どもたち希望する子どもたちを救っていくそういう仕組みが是非作ってもらいたいと思いますし、早急に、そういう話合いの場というか、どういものがいいんだろうという協議の場を前に進めていただきたいというふうに思います。町営塾にこだわるわけではなくて、子どもたちを救う場を作っていきたいというふうに思ったわけです。次に新庁舎周辺の整備についてに入っていきたいと思っておりますけれども、実は昨年、令和2年の12月に、商店街ビジョンということで一般質問をしました。そのときに、町長より、地元の要望を大切にしていきたいというような答弁をいただいたと思います。それでですね、その後商店街周辺に住む、住民の皆さんにアンケート形式でお声を聞きました。全体で115枚のアンケートが集まったと思っておりますけれども、お答えいただいて実際は75枚ほどの回収があったということなんですけれども、先ほどですね、周辺道路の整備については、それぞれ、先ほどの答弁でよくわ

かりましたので、進めていっていただきたいということ。それから、防災 広場の両方についても、憩いの場として使っていききたいということでありましたので、それはもう本当にそのように、町民の皆さんも楽しみにしています。芝生広場、町民の皆さん、また、小さい子どもがいる家庭の皆さんから出てくる声はとにかく公園がないと、みんなで遊べる公園がないからそれが欲しいという声が本当に多いです。今回、この防災広場の芝生広場すごく皆さんが期待しているところであります。しかし、今の芝の状態ですね。あの状態はちょっといただけない状態かなというふうに思います。まさかあのままでということはないと思いますけれども、芝の管理はどのようになっていくのか、ちょっと教えてください。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 実際ですね、芝刈り機でちょっと芝刈りを行ったんですけど、白詰め草がですね、大変多く生息しておりまして、そこまでのちょっと管理が出来ませんでした、今後検討していきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） 2 番議員。

○2 番議員（北原浩一郎君） はい。皆さんが楽しみにしている芝生公園ですので、目が詰まった良いイメージの芝生公園を作ってもらいたいと思います。今もう隙間だらけですね。これ芝か草かわからないですね、そういう広場になってるので、オープンまでには、きれいな芝生公園を作っていただきたいというふうに思います。それから、ペットの散歩コースになることも考えられるなと思うんですけども、ただやっぱりペットのマナーというところもあります、おしっこしたり、うんちしたりね、そういうのが子どもたちが遊ぶ所に、そういうのがあったら、どうだろうというふうに思うんですね、ペットが散歩するコースと、子供たちが遊ぶ、ちょうど道路がありますよね。中にね、フェンス上のほうにちょうどゾーン分けができるなというふうなことも思ったりして、ですから、子どもたちが遊ぶ広場、そしてペットが散歩するゾーンというふうなそういう区分けも、衛生面とかいろいろ考えれば、そういうのも考えていただければいいなと思いましたし、有事には、避難テント、等々張れるっていうことならばもう、平時からね、キャンプが出来たらいいなと思うんですね、希望する人はテント張って、夜、一晚キャンプを楽しむということも、まちなかでキャンプというところまでですね認めてもらえるような、本当に自由度の高い広場っていうことも、出来ないかなというふうに思ってるんですけども、そこら辺は制限とか、利用法の何か今考えてるところありますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。子どもたちが遊ぶスペース、ペットの散歩するスペースとかそういったものについても、やっぱり、お互いが認め合えるようなそういったものが必要かなと思います。それと今、一つ、北原議員のほうから言われた面白いのがですね、仮のテント張る場所とかあるから、キャンプをする場所ってそういったことを言われ

ましたので、出来ればですね、多分自主防災組織とかもありますけれども、訓練とかも兼ねて、そういったテントを使う。そして、マンホールですね、トイレとかですね、かまどベンチもありますので、そういったものも訓練も兼ねて使いながらキャンプをする。子どもたち、小中学生もですね、そういったものに使うというのは非常に面白いと思いますので、そういったものはですね、こちらでも使えるような計画ができればと思います。

○議長（橋永芳政君） 2番委員。

○2番議員（北原浩一郎君） そうですね、そういう訓練を兼ねた、そういう使うことを体験するというのはすごく面白いかなと思います。トイレなんですね、問題がね。あそこに格納倉庫がありますが、防災倉庫かな。トイレが今、準備されております。今は使用不可ということになっておりますけれども、あそのトイレはもうオープンと同時に、常時使えるトイレとして誰でもが使える形になるのかどうか確認させてください。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 防災拠点センターの入り口にトイレは、男性用女性用ありまして、常時使用は可能です。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 先ほどアンケートをとったと言いましたけれども、そういう中で、いろんなマルシェとか、そういうイベント等をTMO中心にやってくれという声もたくさんありました。ですので、そういう倉庫の前のアスファルトのところに、店を並べたり、芝生公園を使ったりという、いろんなイベントをこれからも考えていきたいというふうに思いますので、トイレ利用も、自由に出来たら本当に嬉しい限りだと思います。

最後に、田町商店街の歩道なんですけども、このアンケートの中で多かったのが、安心して歩ける歩道が欲しいと言う声だったんです。ちょっと私も前、質問したときに、確かに無理だなというふうな、私も思ってたんですけども、多くの声がですね、安心して歩きたい。歩道が欲しいという声が多かったんですね。確かに高齢者の方や足を不自由にされている方には、車の往来も多く、多いし、駐車してる車もあるし、本当に車道と歩道の区別も、もちろんない訳で、本当に不安の中で皆さん歩かれたんだなということを改めて思ったところでした。それですね、提案としては、グリーンゾーンを幅広く作って、車道を狭くして、一方通行化したらですね、もう本当に擦れ違う車もなく、安心した歩道が作れるということが一つは考えられるなというふうに思う訳です。ただ、それももちろん社会実験とかね、いろいろな課題も出てくるかと思っておりますけれども、最初から駄目よっていうんではなくて、あの中に、歩道をつくるにはどうしたらいいかというところを考えたときに、一方通行化もあるかもしれないし、ほかのアイデアもあるかもしれないので、そこはですね、是非、知恵を絞って考えてもらいたいなというところが一つお願いしたいところでありまして。

もう一つ、うから館の駐車場ですね、今あそこは、自由に使える駐車場として認識してよろしいですかね。誰でもが使える駐車場として認識してよろしいですかね。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） はい。今、北側の駐車場のほうは、平日は職員がかなりの台数停めております。そのほかについては商店街の店舗の方、銀行員さん、郵便局の方が使われておまして、そのスペースについては、一応、町のほうで管理をしている草刈り回りも含めてですね、ただ西側のほうについては特に制約はしておりません。基本的には、空いているスペースは使ってもらっていいという考えです。

○議長（橋永芳政君） 2番議員。

○2番議員（北原浩一郎君） 実はですね、あのスペースを町内の人は使いますが、町外の人が使っているのかどうかかわからないですよ。はっきりと、町営の無料駐車場という表示を付けてもらいたいなというふうに思うんです。そうすると安心してですね、あそこに停めれるんですよ。なので、そういう案内板は作れないかという声も出ております。ですので、是非ここもですね、検討していただいて、そういう案内が出来たらいいなというふうに思うところです。ということで、新しい庁舎が開庁するまでに周辺の整備、庁舎とともに、周りも一緒にきれいになったねというところを皆さんに示していただきたいなと、庁舎だけきれいになったけど周りは、まだまだだねっていう声にはなって欲しく無いなというところを思い伝えまして、質問を終わりたいと思います。以上で終わります。

○議長（橋永芳政君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。これで本日の日程は、全て終了しました。明日9日は、午前10時に本会議場に御参集ください。これにて散会します。起立。礼。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後3時56分